





審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	【審査細目名】		
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>■審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。</p> <p>■審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。</p>	<p>(3) 審査で使用する資料名</p> <p>■申請者の説明資料名を記載する。</p> <p>■事務局が準備する資料名を記載する。</p> <p>■その他必要な資料を記載する。</p>		
<p>(2) 判断のポイント</p> <p>■現地調査で確認するなど、具体的確認する内容を記載する。</p> <p>■審査ポイント、審査の視点など判断の参考となる内容を記述する。</p>			
<p>(4) 審査での判断例</p> <p>■今までの委員会審査における判断例を記載する。なお、審査事例ごとに審査表を作成している関係上、審査で判断する内容が審査案件を重ねる度に、より適正化を図るために修正されることがあることから、各審査事例によって異なることがある。従って、本項目の判断例を参考にすることは、各審査事例に使用された審査表を参照する必要がある。（異なる場合は「(〇〇の項目にて審査)」と記載している）</p> <p>■審査事例は、【事例〇】と審査名称を簡略して記載する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>【事例1】 野洲川小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例2】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例3】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例4】 グライダー操縦訓練場予定地</li> <li>【事例5】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例6】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例7】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例8】 野洲川小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例9】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例10】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例11】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例12】 野洲川 小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例13】 野洲川 川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例14】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例15】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例16】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例17】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例18】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例19】 (仮称) 野洲川中洲地区河川公園(守山市)</li> <li>【事例20】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例21】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例22】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例23】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例24】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例25】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17・18年度</li> <li>平成18・19年度</li> <li>平成19年度</li> <li>平成20年度</li> <li>平成21年度</li> <li>平成22年度</li> <li>平成23年度</li> <li>平成25年度</li> <li>平成26年度</li> <li>平成27年度</li> <li>平成29年度</li> <li>平成30年度</li> </ul> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【事例1】 野洲川小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例2】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例3】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例4】 グライダー操縦訓練場予定地</li> <li>【事例5】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例6】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例7】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例8】 野洲川小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例9】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例10】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例11】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例12】 野洲川 小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例13】 野洲川 川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例14】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例15】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例16】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例17】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例18】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例19】 (仮称) 野洲川中洲地区河川公園(守山市)</li> <li>【事例20】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例21】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例22】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例23】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例24】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例25】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17・18年度</li> <li>平成18・19年度</li> <li>平成19年度</li> <li>平成20年度</li> <li>平成21年度</li> <li>平成22年度</li> <li>平成23年度</li> <li>平成25年度</li> <li>平成26年度</li> <li>平成27年度</li> <li>平成29年度</li> <li>平成30年度</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>【事例1】 野洲川小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例2】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例3】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例4】 グライダー操縦訓練場予定地</li> <li>【事例5】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例6】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例7】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例8】 野洲川小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例9】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例10】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例11】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例12】 野洲川 小浜河川公園 (守山市)</li> <li>【事例13】 野洲川 川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例14】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例15】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例16】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例17】 野洲川改修記念公園 (守山市)</li> <li>【事例18】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例19】 (仮称) 野洲川中洲地区河川公園(守山市)</li> <li>【事例20】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> <li>【事例21】 野洲川立入河川公園 (守山市)</li> <li>【事例22】 野洲川河川公園 (野洲市)</li> <li>【事例23】 野洲川運動公園 (栗東市)</li> <li>【事例24】 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)</li> <li>【事例25】 野洲川川田河川公園 (守山市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17・18年度</li> <li>平成18・19年度</li> <li>平成19年度</li> <li>平成20年度</li> <li>平成21年度</li> <li>平成22年度</li> <li>平成23年度</li> <li>平成25年度</li> <li>平成26年度</li> <li>平成27年度</li> <li>平成29年度</li> <li>平成30年度</li> </ul>		
<p>(5) 参考となる写真等</p> <p>★写真など判断の参考となる資料を添付する。</p>			

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	A 1 基本理念	A 1 1 基本理念	(3) 審査で使用する資料名					
(1) 審査で判断する内容			<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					
①基本理念の内容を満足しているか。								
(2) 判断のポイント			<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					
(4) 審査での判断例								
【事例1】 審査項目として設定していないが審査の時点では審査をして判断をしている。								
【事例2】 審査項目として設定していないが審査の時点では審査をして判断をしている。								
【事例3】 審査項目として設定していないが審査の時点では審査をして判断をしている。								
【事例4】 審査項目として設定していないが審査の時点では審査をして判断をしている。								
【事例5】 満足していない。								
【事例6】 満足していない。								
【事例7】 満足していない。								
【事例8】 満足していない。								
【事例9】 満足していない。								
【事例10】 おおむね満足している。								
【事例11】川との「ふれあい」という意味ではおおむね満足しているが、せせらぎ水路ではなく野洲川そのものとのふれあいであることを認識されたい。								
【事例12】 満足していない。								
【事例13】 満足していない。								
【事例14】 満足しているとはいえ、引き続き検討を要する。								
【事例15】 満足しているとはいえ、引き続き検討を要する。								
【事例16】 満足しているとはいえ、引き続き検討を要する。								
【事例17】 おおむね満足している。								
【事例18】野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考え。								
【事例19】 満足している。								

<p>【事例20】親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本理念の内容を満足しているとはいえない。</p>
<p>【事例21】基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。 基本理念である「自然環境の修復」として一部施設の自然化について進展がない。 また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取り組みについて進展がない。</p>
<p>【事例22】基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。 基本理念である「自然環境の修復」として一部施設の自然化について進展がない。 また、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取り組みについて進展がない。</p>
<p>【事例23】基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。 基本理念である「自然環境の修復」として一部施設の自然化について進展がない。 また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取り組みについて進展がない。</p>
<p>【事例24】野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考え。</p>
<p>【事例25】親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本理念の内容を満足しているとはいえない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。</p>

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	A 2 基本方針	A 2 1 基本方針
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①基本方針の内容を満足するか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 審査項目として設定していないが審査の時点では審査をして判断をしている。		
【事例2】 審査項目として設定していないが審査の時点では審査をして判断をしている。		
【事例3】 審査項目として設定していないが審査の時点では審査をして判断をしている。		
【事例4】 審査項目として設定していないが審査の時点では審査をして判断をしている。		
【事例5】 満足していない。		
【事例6】 満足していない。		
【事例7】 満足していない。		
【事例8】 満足していない。		
【事例9】 満足していない。		
【事例10】 おおむね満足している。		
【事例11】 おおむね満足している。		
【事例12】 満足していない。(ヨシ帯再生区域へのアプローチ基地の提案については一定の評価をする。)		
【事例13】 満足していない。		
【事例14】 満足しているとはいえ、引き続き検討を要する。		
【事例15】 満足しているとはいえ、引き続き検討を要する。		
【事例16】 満足しているとはいえ、引き続き検討を要する。		
【事例17】 おおむね満足している。		
【事例18】 おおむね満足している。		
【事例19】 基本方針について、さらに踏み込んだ検討を要する。		

【事例 20】親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本方針の内容を満足しているとはいえない。

【事例 21】基本方針の内容を満足していない。  
基本方針である「自然環境の修復」等として一部施設の自然化について進展がない。  
また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取り組みについて進展がない。

【事例 22】基本方針の内容を満足していない。  
基本方針である「自然環境の修復」等として一部施設の自然化について進展がない。  
また、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取り組みについて進展がない。

【事例 23】基本方針の内容を満足していない。  
基本方針である「自然環境の修復」等として一部施設の自然化について進展がない。  
また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取り組みについて進展がない。

【事例 24】せせらぎ水路及びホタル水路が撤去され、河川管理用通路が整備されつつあることを踏まえてもおおむね満足している。

【事例 25】親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本理念の内容を満足しているとはいえない。  
しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	A3 意見書	A31 継続申請時の改善
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>①意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。 (改善のための計画を策定したか。)</p>		<p>(3) 審査で使用する資料名</p>
<p>(2) 判断のポイント</p> <p>①継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。</p>		
<p>(4) 審査での判断例</p> <p>【事例1】 過去に意見書が出されていないため適用外。</p> <p>【事例2】 過去に意見書が出されていないため適用外。</p> <p>【事例3】 過去に意見書が出されていないため適用外。</p> <p>【事例4】 過去に意見書が出されていないため適用外。</p> <p>【事例5】 過去に意見書が出されていないため適用外。</p> <p>【事例6】 過去に意見書が出されていないため適用外。</p> <p>【事例7】 過去に意見書が出されていないため適用外。</p> <p>【事例8】 改善計画は示されているが実施されていない。</p> <p>【事例9】 改善計画は示されているが実施されていない。</p> <p>【事例10】 一部改善を実施しているが、さらなる改善が必要。</p> <p>【事例11】 —</p> <p>【事例12】 規模縮小の改善計画案が示されているので評価できる。</p> <p>【事例13】 代替地調査はされているが、改善はされていない。</p> <p>【事例14】 意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要である。</p> <p>【事例15】 意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要である。</p> <p>【事例16】 意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要である。</p> <p>【事例17】 駐輪場、駐車場の確保が図られ、改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに、基本理念に基づいた維持管理の検討が必要である。</p> <p>【事例18】 意見書に対する検討が進められているが、引き続き検討が必要である。</p>		



<p>【事例 19】 新規申請のため該当なし。</p>
<p>【事例 20】 親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、設置箇所が流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っておらず、また、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小ができておらず、前回の委員会で示された改善計画案どおりに改善されていない。</p>
<p>【事例 21】 意見書に対する検討が一部進められているが、不十分な点の改善は行われていない。 「一部施設の自然化」について、特に劣化が一部見られる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、非舗装化を早急に進めるべきである。 また、「類似施設の共有化による縮小・廃止」について、共同利用としての代替施設の検討を3市共同して行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。 また、「川に活かされた利用の取組」について進めるべきである。 また、「利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物」の有無について、遊具や随所にある舗装等を確認されたい。</p>
<p>【事例 22】 意見書に対する検討が一部進められているが、不十分な点の改善は行われていない。 「一部施設の自然化」について、特に劣化が一部見られる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、非舗装化を早急に進めるべきである。 また、「類似施設の共有化による縮小・廃止」について、共同利用としての代替施設の検討を3市共同して行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。 また、「川に活かされた利用の取組」について進めるべきである。 また、「利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物」の有無について、遊具や随所にある舗装等を確認されたい。</p>
<p>【事例 23】 意見書に対する検討が一部進められているが、不十分な点の改善は行われていない。 「一部施設の自然化」について、特に劣化が一部見られる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、非舗装化を早急に進めるべきである。 また、「類似施設の共有化による縮小・廃止」について、共同利用としての代替施設の検討を3市共同して行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。 また、「川に活かされた利用の取組」について進めるべきである。 また、「利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物」の有無について、遊具や随所にある舗装等を確認されたい。</p>
<p>【事例 24】 意見書に対する検討・改善は行われているものの、一部引き続き検討が必要な事項もある。これらの検討については委員会の意見を踏まえ、真摯に行われることを求める。</p>
<p>【事例 25】 親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、設置箇所周辺の河道内樹木の繁茂や流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っておらず、また、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小ができておらず、前回の委員会で示された改善計画案どおりに改善されていない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。</p>

(5) 参考となる写真等

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	B 1 必要性	B11 必要理由	
<b>(1) 審査で判断する内容</b>			<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。			・申請者の定める基本計画書
②申請者の整備の「基本計画」等は、改正河川法の趣旨を盛り込み、環境面の内容を反映をしているか。			・申請者の定める基本方針書
③施設の利用状況、地元の要望内容、設置の経緯等から、占用施設の必要性を判断する。			・地元要望書
<b>(2) 判断のポイント</b>			・申請者
①『過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい』という判断は、別の場の議論と考える。			・野洲川ふるさとの川整備計画書
②環境を考慮した利用への変化を確認する。			
③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。			
④設置の経緯、地元交流の場として確認する。			
⑤防災上の土砂確保から利用制限がある場所を確認する。			
⑥施設の活用状況を現地調査で確認する。			
<b>(4) 審査での判断例</b>			
【事例 1】設置理由など全体的に見て、どうしても必要とはいえない。（当該公園は、現地調査で占用施設のうち約半分の面積が利用されてない状況でした。設置の強い地元要望がありますが、施設確保はもう少し小さい面積でよいのではと判断します。）			
【事例 2】 利用者から見れば必要性は高いが、生物を含めた河川敷への設置理由は妥当とはいえない。			
【事例 3】妥当である。（当該公園施設は、側帯部の設置であり、現在の施設をもっと活用する利用が必要であると判断します。）			
【事例 4】関西地域で選定する必要性は理解するが、河川敷を選定した理由は不十分である。なお、河川敷の中で野洲川を選定した理由は理解できるが、近くて利用に便利という利用者中心の選定説明は、配慮に欠けている。			
【事例 5】 妥当ではない。			
【事例 6】 妥当ではない。			
【事例 7】 妥当ではない。			
【事例 8】 利用実態からして妥当とはいえない。			
【事例 9】 利用実態からして妥当とはいえない。			
【事例 10】 側帯部であり、おおむね妥当である。			
【事例 11】 必要とする理由に対する記述が不十分であり、妥当性を判断できない。			
【事例 12】 基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとはいえない。			
【事例 13】 基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとはいえない。			
【事例 14】 基本理念・基本方針に照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。			
【事例 15】 基本理念・基本方針に照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。			
【事例 16】 基本理念・基本方針に照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。			
【事例 17】 側帯であり、おおむね妥当である。			
【事例 18】 必要とする理由に対する記述が不十分であり、妥当性を判断できない。			

<p>【事例19】 妥当である。</p>
<p>【事例20】スポーツ・レクリエーション施設としての利用が活発であり、地元要望も高いが、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。</p>
<p>【事例21】河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。</p>
<p>【事例22】前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。</p>
<p>【事例23】河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。</p>
<p>【事例24】せせらぎ水路及びほたる水路が撤去され、河川管理用通路が整備されつつあることを踏まえても基本理念及び基本方針にほぼ合致した利用が継続されると考えられる。河川の自然環境への影響は小さく、やすらぎの場、レクリエーションの場、地元交流の場としても活用されており妥当であると判断される。</p>
<p>【事例25】基本理念・基本方針の内容を満足していないものの、スポーツ・レクリエーション施設としての利用が活発であり、地元要望も高い。また、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されていることは、一定の必要理由があると判断できる。</p>

<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	B1 必要性	B12 適正面積
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>① 占用面積は必要最低限にしているか。</p> <p>② 面積算定に妥当性を示しているか。</p>		<p>(3) 審査で使用する資料名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動施設の標準面積表</li> <li>・ 都市公園法における基幹公園の標準面積</li> </ul>
<p>(2) 判断のポイント</p> <p>① 他の類似占用施設に比べて面積を比較する。</p> <p>② 申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設（構造物）が含まれているかを判断する。</p>		
<p>(4) 審査での判断例</p>		
<p>【事例1】 審査項目として設定されていない。</p>		
<p>【事例2】 審査項目として設定されていない。</p>		
<p>【事例3】 審査項目として設定されていない。</p>		
<p>【事例4】安全面を考慮した最低面積を提示しているが、さらに縮小する努力が必要である。（占用面積の適切度の項目にて審査）</p>		
<p>【事例5】 縮小できる可能性がある。</p>		
<p>【事例6】 縮小できる可能性がある。</p>		
<p>【事例7】 縮小できる可能性がある。</p>		
<p>【事例8】 縮小を検討すべきである。</p>		
<p>【事例9】 縮小を検討すべきである。</p>		
<p>【事例10】 縮小を検討する余地はある。</p>		
<p>【事例11】 おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。</p>		
<p>【事例12】 縮小を検討すべきである。（一部縮小するとしたことは評価できる。）</p>		
<p>【事例13】 縮小すべき施設であると判断する。現状の占用面積が必要不可欠であるかを検証すべきである。</p>		
<p>【事例14】 縮小できる可能性がある。</p>		
<p>【事例15】 縮小できる可能性がある。</p>		
<p>【事例16】 縮小できる可能性がある。</p>		
<p>【事例17】 利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。</p>		
<p>【事例18】 おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。</p>		
<p>【事例19】 不要と思われる施設は含まれず適正と判断する。</p>		
<p>【事例20】 守山市による「北川原公園」の整備により多目的広場、緑地広場の占用面積の縮小を検討している。スポーツ・レクリエーション施設としての利用だけでなく、基本理念・基本方針に合った利用を図り、その上で適正面積を検討されたい。</p>		

【事例 2 1】  
縮小できる可能性がある。

【事例 2 2】  
縮小できる可能性がある。

【事例 2 3】  
縮小できる可能性がある。

【事例 2 4】  
おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。

【事例 2 5】守山市による「北川原公園」の整備により多目的広場、緑地広場の占用面積の縮小を検討している。また、スポーツ・レクリエーション施設としての利用だけでなく、基本理念・基本方針に合った利用を図り、その上で適正面積を検討されたい。

(5) 参考となる写真等

■施設の設置面積

■運動施設の設置面積例

種類	必要面積 (㎡)	必要面積換算 (ha)
テニスコート 2面	1,400	0.14
ソフトボール場 2面	10,000	1.0
サッカー場	10,000	1.0

審査事例	件名	申請者	占用面積 (㎡)	必要面積換算 (ha)
事例1,8,12	野洲川 小浜河川公園	守山市	8,344	0.8
事例2,9,13	野洲川 川田河川公園	守山市	34,152	3.4
事例3,10,17	野洲川 改修記念公園	守山市	23,097	2.3
事例4	野洲川 操縦訓練場	(財)日本学生 航空連盟	66,122	6.6
事例5,14	野洲川 立入河川公園	守山市	100,036	10
事例6,15	野洲川 河川公園	野洲市	139,181	13.9
事例7,16	野洲川 運動公園	栗東市	34,794	3.5
事例11	野洲川 ふれあい広場	野洲市・守山市	57,462	5.7

■都市公園法での扱い

種類	種別	内容
住宅基幹公園	街区公園	誘致距離250mの範囲で1箇所当たり0.25haを基準として配置
	近隣公園	誘致距離500mの範囲で1箇所当たり2haを基準として配置
	地区公園	誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所4haを基準として配置
都市基幹公園	総合公園	都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを基準として配置
	運動公園	都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを基準として配置

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	B 2 代替性	B 2 1 代替可能性	
(1) 審査で判断する内容			(3) 審査で使用する資料名
<p>①堤内地で代替できない施設であるか。</p> <p>②堤内地・側帯に設置する施設は、必要により代替地を考える。</p> <p>③占用施設全体の代替と、施設内の一部を代替することを区分して考えているか。</p>			
(2) 判断のポイント			
<p>①設置する施設が堤内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替不可能で、他の施設が代替可能との判断もありうる。</p>			
<p>バレーコート、テニスコート、バスケットボール場、野球場など個別で確認する。</p>			
<p>②堤内地での代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。</p>			
<p>③現在の場所に設置することで効果を発揮する記念碑等は代替を考えない。</p>			
(4) 審査での判断例			
<p>【事例 1】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 2】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 3】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 4】 福井空港で飛行している状況から、福井空港等と類似の空港での代替可能性の精査が必要である。</p>			
<p>【事例 5】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 6】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 7】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 8】 代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 9】 代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 10】 代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 11】 河川とのふれあいという点では代替できない。ただし、せせらぎ水路ではなく野洲川そのものとのふれあいであることを認識されたい。</p>			
<p>【事例 12】 代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 13】 代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 14】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 15】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 16】 設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。</p>			
<p>【事例 17】 代替可能な施設である。</p>			

<p>【事例18】河川とのふれあいという点では代替できない。ただし、せせらぎ水路ではなく野洲川そのものとのふれあいであることを認識されたい。</p>
<p>【事例19】 代替できない施設である。</p>
<p>【事例20】 代替可能な施設である。</p>
<p>【事例21】設置しているスポーツ利用の施設は、堤内地で代替可能な施設である。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。</p>
<p>【事例22】設置しているスポーツ利用の施設は、堤内地で代替可能な施設である。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。</p>
<p>【事例23】設置しているスポーツ利用の施設は、堤内地で代替可能な施設である。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。</p>
<p>【事例24】 河川とのふれあい、河川空間を体感するという点では代替できない。</p>
<p>【事例25】親水空間の利用、河川空間の体感という点では代替できないが、スポーツ・レクリエーション施設という点では代替可能な施設である。</p>

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	B2 代替性	B22 代替地調査
------	--------	-----------

(1) 審査で判断する内容
①堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。

(3) 審査で使用する資料名
・運動施設設置一覧表
・公園設置マップ

(2) 判断のポイント
①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。
②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。
③休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。
④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。

(4) 審査での判断例
【事例1】 代替地調査はされていない。
【事例2】 代替地調査はされていない。
【事例3】 代替地調査はされていない。
【事例4】 近畿一円をおおむね調査している。
【事例5】 代替地調査はされていない。
【事例6】 代替地調査はされていない。
【事例7】 代替地調査はされていない。
【事例8】 代替地調査はされていない。
【事例9】 代替地調査はされていない。
【事例10】 代替地調査はされていない。
【事例11】 調査していない。
【事例12】 近隣で代替地の調査をしているが、不十分である。
【事例13】 近隣で代替地調査はされているが、その調査が不十分である。
【事例14】 代替地調査はされているが、十分とは言えない。
【事例15】 代替地調査は行われていない。
【事例16】 代替地調査はされているが、十分とは言えない。
【事例17】 代替地調査はされてない。
【事例18】 調査していない。
【事例19】 代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。
【事例20】 代替地調査が行われている。
【事例21】 代替地調査はされているが十分とは言えない。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。



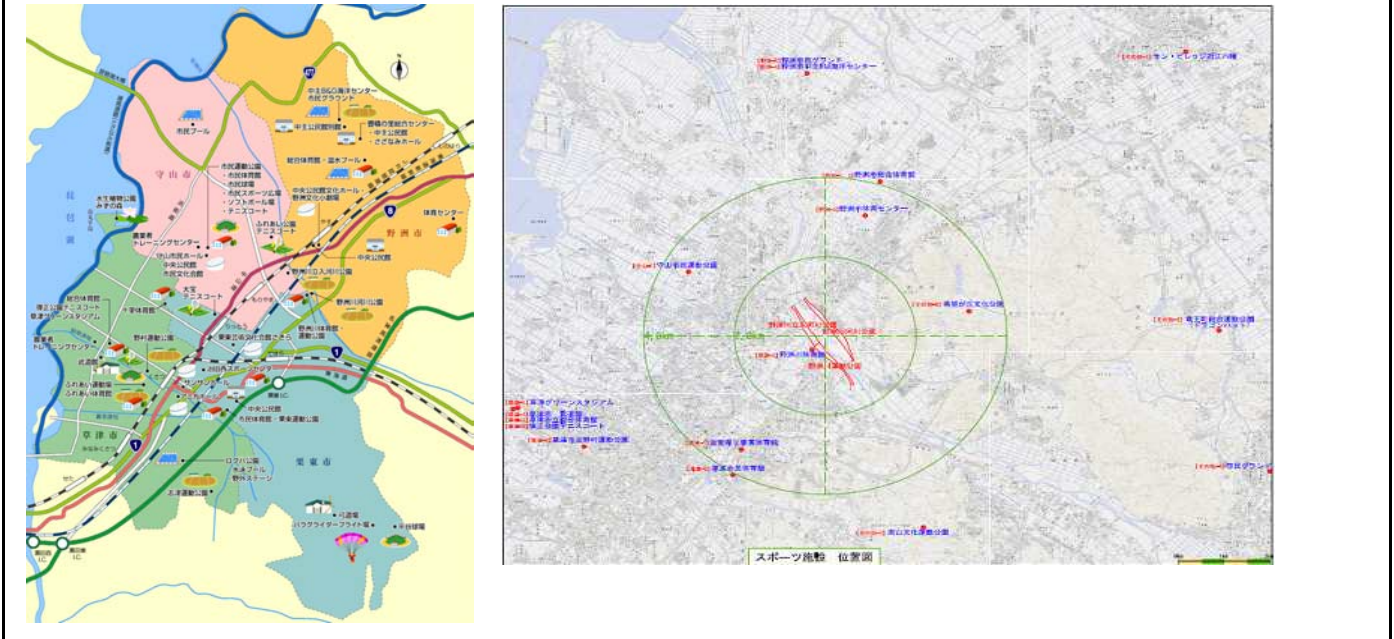
【事例2 2】代替地調査はされているが十分とは言えない。  
また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同して行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。

【事例2 3】代替地調査はされているが十分とは言えない。  
また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同して行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。

【事例2 4】  
調査していない。

【事例2 5】  
代替地調査が行われている。

(5) 参考となる写真等



審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	B2 代替性	B23 代替地選定
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>①代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。</p>		<p>(3) 審査で使用する資料名</p>
<p>(2) 判断のポイント</p>		
<p>(4) 審査での判断例</p>		
<p>【事例1】 代替地調査をしてないので、交渉はされていない。(代替地交渉の項目にて審査)</p>		
<p>【事例2】 代替地調査をしてないので、交渉はされていない。(代替地交渉の項目にて審査)</p>		
<p>【事例3】 代替地調査をしてないので、交渉はされていない。(代替地交渉の項目にて審査)</p>		
<p>【事例4】 野洲川を優先した設置を考えているため、代替地交渉はされていない。(代替地交渉の項目にて審査)</p>		
<p>【事例5】 代替地調査をしてないので、交渉はされていない。</p>		
<p>【事例6】 代替地調査をしてないので、交渉はされていない。</p>		
<p>【事例7】 代替地調査をしてないので、交渉はされていない。</p>		
<p>【事例8】 代替地調査をしていないので、交渉はされていない。</p>		
<p>【事例9】 代替地調査をしていないので、交渉はされていない。</p>		
<p>【事例10】 代替地調査をしていないので、交渉はされていない。</p>		
<p>【事例11】 調査していない。</p>		
<p>【事例12】 代替地調査を行ったが調査が不十分である。代替地は見つかっていない。</p>		
<p>【事例13】 代替地調査を行ったが調査が不十分である。代替地は見つかっていない。</p>		
<p>【事例14】 代替地は見つかっていない。</p>		
<p>【事例15】 代替地は見つかっていない。</p>		
<p>【事例16】 代替地は見つかっていない。</p>		
<p>【事例17】 代替地調査はされていないので、交渉はされていない。</p>		
<p>【事例18】 調査していない。</p>		
<p>【事例19】 代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。</p>		

【事例 2 0】 代替地調査が行われたが、代替地は見つかっていない。「北川原公園」は、守山市により、地元要望に基づきサッカー場として整備されたためグラウンドゴルフ場としての利用はできない。
【事例 2 1】 代替地は見つかっていない。
【事例 2 2】 代替地は見つかっていない。
【事例 2 3】 代替地は見つかっていない。
【事例 2 4】 調査していない。
【事例 2 5】 代替地調査が行われたが、代替地は見つかっていない。「北川原公園」は、守山市により、地元要望に基づきサッカー場として整備されたためグラウンドゴルフ場としての利用はできない。

(5) 参考となる写真等

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	B3 安全性	B31 人への安全
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
① 占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。		・ 指定管理者との協定書
		・ 対話集会での意見
<b>(2) 判断のポイント</b>		
① 現地調査で施設の状況を確認する。		
② 指定管理者協定に、安全面の対応の定めがあるか確認する。		
② 利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 おおむね安全性は確保されている。		
【事例 2】 おおむね安全性は確保されている。		
【事例 3】 確保されている。		
【事例 4】 上空を飛ぶことによる墜落事故防止対策を踏まえた沿川住民への安全対策の提案はない。散策者、釣人などの横断時の対応は、他の滑空場の実施例から見て、監視員の配置により対処している。他の滑空場で飛行時に安全対策を定めており、その内容を準用した、安全対策を提案している。		
【事例 5】 おおむね配慮されている。		
【事例 6】 おおむね配慮されている。		
【事例 7】 おおむね配慮されている。		
【事例 8】 おおむね配慮されている。		
【事例 9】 おおむね配慮されている。		
【事例 10】 おおむね配慮されている。		
【事例 11】 おおむね満足しているが、更なる配慮を求める。		
【事例 12】 おおむね配慮されていると判断する。		
【事例 13】 おおむね配慮されていると判断する。		
【事例 14】 おおむね配慮されている。		
【事例 15】 おおむね配慮されている。		
【事例 16】 おおむね配慮されている。		
【事例 17】 おおむね配慮されている。		
【事例 18】 おおむね満足しているが、更なる配慮を求める。		
【事例 19】 砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。また、低水路への斜路における安全管理については、特に配慮されたい。		

<p>【事例 2 0】 おおむね配慮されていると判断する。</p>
<p>【事例 2 1】 おおむね配慮はされているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例 2 2】 おおむね配慮はされているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例 2 3】 おおむね配慮はされているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例 2 4】 おおむね満足しているが、駐車場から占用施設への移動動線及び自転車利用の増加が考えられる河川管理用通路における人への安全への配慮が必要である。</p>
<p>【事例 2 5】 おおむね配慮されていると判断する。</p>

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	B3 安全性	B32 施設の安全
------	--------	-----------

(1) 審査で判断する内容
①施設が自然災害等により被害（増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等）が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。

(3) 審査で使用する資料名
・施設の撤去訓練報告
・対話集会での意見

(2) 判断のポイント
①現地調査で施設の状況を確認する。
②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。
③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。

(4) 審査での判断例
【事例1】 特に問題はない。
【事例2】 おおむね確保されている。
【事例3】 側帯部分の占用であり冠水時の対策は必要ない。
【事例4】 仮設構造物を設置してないため、冠水時の問題はない。
【事例5】 安全対策が講じられている。
【事例6】 安全対策が講じられている。
【事例7】 安全対策が講じられている。
【事例8】 安全対策が講じられている。
【事例9】 安全対策が講じられている。
【事例10】 安全対策が講じられている。
【事例11】 —
【事例12】 洪水時等の安全対策が講じられている。
【事例13】 洪水時等の安全対策が講じられている。
【事例14】 安全対策が講じられている。
【事例15】 安全対策が講じられている。
【事例16】 安全対策が講じられている。
【事例17】 安全対策が、ある程度は講じられている。
【事例18】 毎年出水期までに河川管理者と合同で工作物点検を実施している。
【事例19】 砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。

<p>【事例 2 0】 洪水時等の安全対策が講じられている。</p>
<p>【事例 2 1】施設の安全対策は講じられているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例 2 2】施設の安全対策は講じられているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例 2 3】施設の安全対策は講じられているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例 2 4】 毎年出水期までに河川管理者と合同で工作物点検を実施している。</p>
<p>【事例 2 5】 洪水時等の安全対策が講じられている。</p>

<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	B 3 安全性	B 3 3 安全対策の周知
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名
①施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか		・指定管理者との協定書
(2) 判断のポイント		
①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。		
②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。		
③申請者が周知をするのか、指定管理者周知をするのか確認する。		
(4) 審査での判断例		
【事例 1】 審査項目として設定されていない。		
【事例 2】 審査項目として設定されていない。		
【事例 3】 審査項目として設定されていない。		
【事例 4】 近隣住民まで説明すべきであった。		
【事例 5】 審査項目として設定されていない。		
【事例 6】 審査項目として設定されていない。		
【事例 7】 審査項目として設定されていない。		
【事例 8】 問題ない。		
【事例 9】 問題ない。		
【事例 10】 問題ない。		
【事例 11】 —		
【事例 12】 問題ない。		
【事例 13】 問題ない。		
【事例 14】 安全対策が周知されている。		
【事例 15】 安全対策が周知されている。		
【事例 16】 安全対策が周知されている。		
【事例 17】 大きな問題はない。		
【事例 18】 — (施設設置による安全対策を必要としないため、適用外)		



<p>【事例19】看板、広報、ホームページによる周知に加えて、小学校における教育の実施も予定されている。また、水際や低水路における危険の周知については、特に配慮されたい。</p>
<p>【事例20】 問題ない。</p>
<p>【事例21】事故時の安全対策は周知されているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例22】事故時の安全対策は周知されているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例23】事故時の安全対策は周知されているが、川の危険箇所や、高水時における冠水の危険性についても周知を行い、利用者がそれらを意識できるようにすべきである。</p>
<p>【事例24】 －（施設設置による安全対策を必要としないため、適用外）</p>
<p>【事例25】 問題ない。</p>

<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	B 4 公共性	B 4 1 公共性
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名
①設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。		・施設利用方法を定めた条例
(2) 判断のポイント		
①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。		
②無料利用と有料利用の設定の区分を確認する。		
③特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。		
(4) 審査での判断例		
【事例 1】 排他的な利用はしていない。(公共的利用の項目にて審査)		
【事例 2】 現在の使用状況では、排他的な利用ではない。(公共的利用の項目にて審査)		
【事例 3】 特に問題なし。(公共的利用の項目にて審査)		
【事例 4】 施設の性格上、他の利用者に対して排他・独占的な利用である。(公共的利用の項目にて審査)		
【事例 5】 排他・独占的ではない。		
【事例 6】 排他・独占的ではない。		
【事例 7】 排他・独占的ではない。		
【事例 8】 排他・独占的ではない。		
【事例 9】 排他・独占的ではない。		
【事例 10】 排他・独占的ではない。		
【事例 11】 排他・独占的ではない。		
【事例 12】 排他・独占的ではない。		
【事例 13】 排他・独占的ではない。		
【事例 14】 排他・独占的ではない。		
【事例 15】 排他・独占的ではない。		
【事例 16】 排他・独占的ではない。		
【事例 17】 誰もが利用できる施設として特に問題ない。		
【事例 18】 排他・独占的ではない。		
【事例 19】 排他・独占的な施設ではない。		

【事例 2 0】 排他・独占的ではない。
【事例 2 1】 排他・独占的ではない。
【事例 2 2】 排他・独占的ではない。
【事例 2 3】 排他・独占的ではない。
【事例 2 4】 排他・独占的ではない。
【事例 2 5】 排他・独占的ではない。
(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	B 4 公共性	B 4 2 地元の理解	(3) 審査で使用する資料名
(1) 審査で判断する内容			
①申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか（得るのか）。			
(2) 判断のポイント			
①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。			
②施設利用者の交通経路は、問題ないか確認する。			
③利用日数面で、使用しない時期、曜日があるか確認する。			
(4) 審査での判断例			
【事例1】 審査項目として設定されていない。			
【事例2】 審査項目として設定されていない。			
【事例3】 審査項目として設定されていない。			
【事例4】 地元への理解は重要な項目であるが、申請者が実施するプロセスが示されていない。飛行範囲の住民に対し、事故の危険性も含めた情報の周知をおこない、住民の意見に真摯に耳を傾け、不安の解消に努めるべきであるが、今までのところ、そのような姿勢が見られない。			
【事例5】 審査項目として設定されていない。			
【事例6】 審査項目として設定されていない。			
【事例7】 審査項目として設定されていない。			
【事例8】 地元へ要望されている。			
【事例9】 地元へ要望されている。			
【事例10】 地元へ要望されている。			
【事例11】 地元住民の理解を得るための手続きは行われていない。			
【事例12】 公園として利用することが地元で認識されており、中洲学区長から要望書も提出されている。			
【事例13】 公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。			
【事例14】 利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。			
【事例15】 利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。			
【事例16】 利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。			
【事例17】 地元へ要望されている。			

<p>【事例 18】 地元住民の理解を得るための手続きは行われていない。</p>
<p>【事例 19】「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議（中洲地区）」及び「野洲川（中洲地区）かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていくべき。</p>
<p>【事例 20】 公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。</p>
<p>【事例 21】利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。</p>
<p>【事例 22】利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。</p>
<p>【事例 23】利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。</p>
<p>【事例 24】設置時には地元住民の理解を得るための手続きは行われていないものの、現在の利用実態を考慮すると野洲川ふれあい広場として利用されていることは地元で広く認識されていると考えられる。</p>
<p>【事例 25】公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。</p>
<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	C 1 占用施設利用計画	C 1 1 設置期間
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名
①許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。		
(2) 判断のポイント		
①占有開始からの年数を確認する。		
②施設の占有期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。		
(4) 審査での判断例		
【事例 1】 平成14年より4年間になる。		
【事例 2】 平成14年より4年間になる。		
【事例 3】 昭和63年より使用されている。		
【事例 4】 新規申請のため審査対象外とした。		
【事例 5】 17年間になる。		
【事例 6】 25年間になる。		
【事例 7】 34年間になる。		
【事例 8】 7年間になる（問題は発生していない）。		
【事例 9】 7年間になる（問題は発生していない）。		
【事例 10】 21年間になる（問題は発生していない）。		
【事例 11】 設置から15年間（更新は5年間）。占有期間が長くなる事による維持管理上の問題は発生していない。		
【事例 12】 占有開始から8年間、維持管理上の問題は発生していない。		
【事例 13】 占有開始から8年間、維持管理上の問題は発生していない。		
【事例 14】 20年間になる。		
【事例 15】 29年間になる。		
【事例 16】 38年間になる。		
【事例 17】 25年間になる。（問題は発生していない。）		
【事例 18】 設置から20年間（更新は5年間）。占有期間が長くなることによる維持管理上の問題は発生していない。		
【事例 19】 新規申請である。		

【事例 2 0】 占有開始から12年間、維持管理上の問題は発生していない。
【事例 2 1】 2 4 年間になる。
【事例 2 2】 3 3 年間になる。
【事例 2 3】 4 2 年間になる。
【事例 2 4】 設置から 2 3 年間（更新は 3 年間）。占有期間が長くなることによる維持管理上の問題は発生していない。
【事例 2 5】 占有開始から16年間であり、維持管理上の問題は発生していない。

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C 1 占用施設利用計画	C 1 2 施設の変遷
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①継続申請の場合、前占用許可期間内に施設内容が変化したか。		・占用施設マップ（位置を明示した資料）
②施設変化の理由はどのようなもので、適切であったか。		
③継続申請の場合、占用面積の変化はあるか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①現地調査で古い施設と新しい施設の施設状況を確認する。		
②申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。		
③施設の変更がある場合、その変更理由を確認する。		
④利用されてない施設・構造物があるか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 変遷はしてない。		
【事例2】 使用目的に関わる施設の変遷はないが、一部変更している。		
【事例3】 ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフが追加されてきた。		
【事例4】 新規申請のため審査対象外とした。		
【事例5】 芝生広場等が追加されてきた。		
【事例6】 少年野球場、グラウンドゴルフ場等が追加されてきた。		
【事例7】 グラウンドゴルフ場が追加されてきた。		
【事例8】 変遷はない（親水性を高める階段護岸の計画が示されている）。		
【事例9】 一部変更があるが不適切ではない。また、親水性を高める階段護岸の計画が示されている。		
【事例10】 変遷はない。		
【事例11】 駐車場が増設されている。乗用車で来訪する利用者が多い実態であり変更は適切なものである。		
【事例12】 現在まで変遷は無いが、今後、縮小するとしている。（縮小することは適切であると判断する。）		
【事例13】 「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として転用されている。（利用実態にあわせて用途変更することが申請の手続き上は妥当であるが、申請された用途は基本理念・基本方針に則ると適切とは言えない。）		
【事例14】 占用漏れのあった箇所を新たに占用面積に含めた。		
【事例15】 施設内容の変化はない。		
【事例16】 水栓柱が追加されてきた。		
【事例17】 利用者が少なくなったゲートボール場を縮小し駐車場に転用した。		
【事例18】 施設内容の変化はない。		
【事例19】 新規申請である。		



<p>【事例20】 前回計画・意見に基づき規模の縮小を検討されたが、達成されていない。また、利用状況と現状に合わせて、H23.6.27許可書において、「緑地広場」1箇所が「グランドゴルフ場」とされ、占用範囲外にあった工作物（物置、ベンチ等）が占用範囲内に移動され、許可工作物とされた。</p>
<p>【事例21】 グラウンドゴルフ場について、利用実態に合わせ、占用面積を追加した。また、休止中であった循環式トイレを撤去した。 更新時に、各施設名称を条例に整合するよう変更することを予定している。</p>
<p>【事例22】 利用実態に合わせて自由広場をグラウンドゴルフ場に変更した。また、トイレスロープを設置した。</p>
<p>【事例23】 利用の少ないパターゴルフ場を芝グラウンドに変更し、植栽、砂地を撤去した。</p>
<p>【事例24】 水防倉庫及び便所を占用施設として追加している。（H26.9.29 第44回委員会にて報告して了解を得ている） また、河川管理者による河川管理用通路整備に伴い河川管理用通路を園路（自転車歩行者専用道路）として利用するために追加（H29.8.22付け国近整琵占調河占第47号）している。なお、占用施設ではないがせせらぎ水路及びホタル水路について河川管理者との協議の結果、平成28～29年度にかけて撤去している。 これらの施設の変遷については問題はない。</p>
<p>【事例25】 前回計画・意見に基づき規模の縮小を検討されたが、達成されていない。また、利用状況と現状に合わせて、H28.4.20付け許可において工作物の移動等の変更が行われた。また、野洲川左岸において河川管理者による河川管理用通路整備が実施され、ピワイチよりみちコースとしてサイクリングに利活用されており、本公園管理用通路もコースの一区間として位置付けている。それに伴いH29.4.24付け許可においてコースに支障となる木柵が一部撤去された。</p>

<p>(5)参考となる写真等</p>
<p>★「参考資料5 審査対象施設の概要」を参照</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C 1 占用施設利用計画	C 1 3 施設管理
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。		・ 占用許可条件での記載事項
②申請者が施設利用実態を把握しているか。		・ 現地案内表示看板(写真)
③新規の場合は、施設管理計画を作成しているか。		・ 指定管理者との協定書
④指定管理者の委託管理の内容は、定めてあるか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。		
②現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。		
③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。		
④指定管理者協定に、禁止行為の対応が含まれているか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 おおむね把握している。		
【事例2】 自由使用の範囲で、状況把握をしている。		
【事例3】 把握している。		
【事例4】 風速予測から、週末・春休み・夏休みを中心に年間150日程度の利用日数予測がされている。		
【事例5】 特に問題はない。		
【事例6】 特に問題はない。		
【事例7】 特に問題はない。		
【事例8】 看板により明示されている。特に問題はない。		
【事例9】 看板により明示されている。特に問題はない。		
【事例10】 看板により明示されている。特に問題はない。		
【事例11】 看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするとともに、鮮明な表示に改善する必要がある。		
【事例12】 看板により明示されている。特に問題はない。		
【事例13】 看板に明示されている。		
【事例14】 特に問題はない。		
【事例15】 特に問題はない。		
【事例16】 特に問題はない。		
【事例17】 看板により明示されているが必ずしも明瞭ではない。		
【事例18】 看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするとともに、鮮明な表示に改善する必要がある。		
【事例19】 注意事項、公園管理者への連絡先を明記した看板を設置予定。小学生の利用に配慮した記載の仕方とし、また、看板だけでなく広報への記載や、小学校における周知も行うべき。また、施設管理計画を早急に作成すべきである。		
【事例20】 看板に明示されている。特に問題はない。		
【事例21】 特に問題はない。		
【事例22】 特に問題はない。		
【事例23】 特に問題はない。		
【事例24】 看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするとともに、鮮明な表示に改善する必要がある。		
【事例25】 看板に明示されている。特に問題はない。		

(5) 参考となる写真等

★迷惑行為禁止看板、施設案内表示看板写真を添付



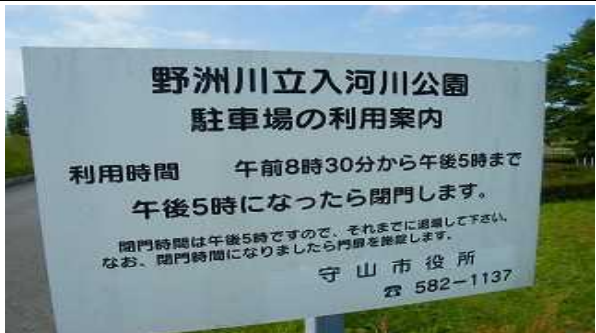
●野洲川運動公園



●野洲川運動公園



●野洲川河川公園



●野洲川立入河川公園



●改修記念公園



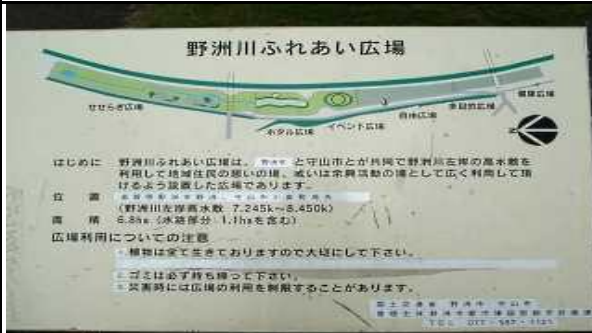
●改修記念公園



●川田河川公園



●小浜河川公園



●野洲川ふれあい広場

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C1 占用施設利用計画	C14 共同利用	
(1) 審査で判断する内容			(3) 審査で使用する資料名
①既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。			・ 広域利用時の利用料金表
②広域的な協調利用がなされているか。			・ 利用申込者の住所分析表
			・ 運動施設設置一覧表
			・ 公園内の施設設置図
(2) 判断のポイント			
①利用申込案内で広域利用の記述があるか確認する。			
②現地で利用案内の看板等で広域利用申し込みを確認する。			
③自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。			
④利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。			
(4) 審査での判断例			
【事例1】 広域の住民に利用されてはいないが、特に問題はない。(協調利用の項目にて審査)			
【事例2】 協調して利用されている。(協調利用の項目にて審査)			
【事例3】 協調している。(協調利用の項目にて審査)			
【事例4】申請者が日本学生航空連盟になったこともあり、市町村との協調は進んでいるとはいえない。(協調利用の項目にて審査)			
【事例5】 共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)			
【事例6】 共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)			
【事例7】 共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)			
【事例8】 近隣に類似施設がない。			
【事例9】 近隣に類似施設がない。			
【事例10】 近隣に類似施設がない。			
【事例11】 他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。			
【事例12】 共同利用について説明すべきである。			
【事例13】 共同利用について説明すべきである。			
【事例14】 共同利用に係る協議がなされている。			
【事例15】 共同利用に係る協議がなされている。			
【事例16】 共同利用に係る協議がなされている。			
【事例17】 近隣に類似施設がない。			
【事例18】 他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。			
【事例18】小浜河川公園とは異なる存在であることから、近隣に類似施設はない。利用者視点の共同利用のあり方を考えておくべき。			
【事例20】守山市により整備された「北川原公園」について、多目的広場、緑地広場の共同利用施設として今後検討するとしている。			



【事例 2 1】 共同利用に係る協議がなされている。共同利用としての代替施設の検討を 3 市共同して行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。

【事例 2 2】 共同利用に係る協議がなされている。共同利用としての代替施設の検討を 3 市共同して行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。

【事例 2 3】 共同利用に係る協議がなされている。共同利用としての代替施設の検討を 3 市共同して行い、代替地の確保または施設の縮小・廃止に向けて引き続き検討を進められたい。

【事例 2 4】

他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。

【事例 2 5】 守山市により整備された「北川原公園」について、多目的広場、緑地広場の共同利用施設として検討するとしている。

#### (5) 参考となる写真等



●野洲川運動公園



●野洲川運動公園



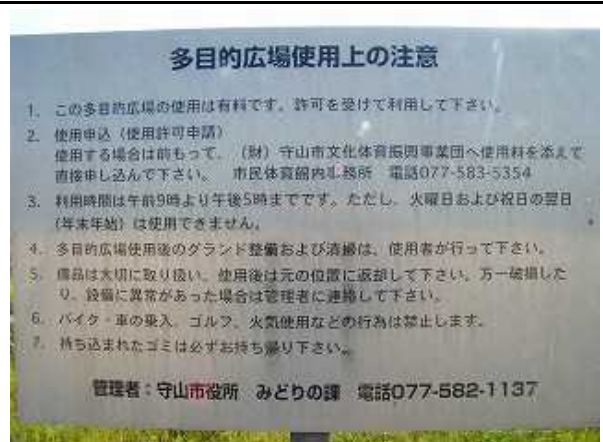
●野洲川河川公園



●野洲川河川公園



●野洲川立入河川公園



●野洲川立入河川公園

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C 1 占用施設利用計画	C 1 5 維持管理
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①施設の維持管理計画は適正であるか。		・指定管理者との協定書
②施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。		・施設維持管理計画書
		・施設維持管理実績表
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。		
②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。		
③自由使用場所の維持管理方法を確認する。		
④維持管理計画は、前回(前年度)に比べ内容が更新(変更)されているか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 おおむね適正である。(維持計画の項目にて審査)		
【事例2】 適正である。(維持計画の項目にて審査)		
【事例3】 適正である。(維持計画の項目にて審査)		
【事例4】草刈りを確実にこなう程度で維持が可能であり、類似滑空場の利用状況から見ても適正である。(維持計画の項目にて審査)		
【事例5】 適正である。		
【事例6】 適正である。		
【事例7】 適正である。		
【事例8】 適正である。		
【事例9】 適正である。		
【事例10】 適正である。		
【事例11】おおむね適正であるが、特にせせらぎ水路の維持管理の方法についてはさらなる検討の余地がある。		
【事例12】 許可されていない施設があり、改善する必要がある。		
【事例13】 許可されていない施設があり、改善する必要がある。		
【事例14】 適正である。		
【事例15】 適正である。		
【事例16】 適正である。		
【事例17】 適正である。		
【事例18】除草作業、清掃作業、監視作業について委託契約により、おおむね適正に行われているが、せせらぎ水路の維持管理の方法については検討すべきである。また、ホタル広場の維持管理の方法についても改善すべきである。		

【事例19】具体的な維持管理の計画が未定であり、早急に作成すべきである。適正な草刈等の維持管理が必要である。なお、地域と協働した維持管理の計画が望まれる。自然環境保全・創出方法について、治水・環境上問題とならない維持管理が必要である。

【事例20】「緑地広場」1箇所が「グラウンドゴルフ場」として使用されていることについては、守山市から変更申請があり、H23.6.27に許可している

【事例21】  
適正である。

【事例22】  
適正である。

【事例23】  
適正である。

【事例24】  
管理要綱や委託契約（除草作業、清掃作業、監視作業）により、適正に行われている。

【事例25】グラウンドゴルフ協会によるボランティア（除草・清掃作業）及び公園管理委託業務（施設管理）により適正に実施されている。



●野洲川河川公園

審査項目	C 1 占用施設利用計画	C 1 6 施設の補修・新設
------	--------------	----------------

(1) 審査で判断する内容	(3) 審査で使用する資料名
① 占用内の施設を補修・新設した実績があるか。	・指定管理者との協定書
② 補修・申請の詳細を記録保存しているか。	・施設維持管理計画書
③ 施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。（例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど）	・施設維持管理実績表
④ 地形の変更は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。	
(2) 判断のポイント	
① 現地調査で現状の施設状況を確認する。	
② 施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。	
③ 維持管理計画に対して実績を確認する。	
④ 施設補修のルールを確認する。	
(4) 審査での判断例	
【事例1】 付帯設備が一部補修されている。（補修状況の項目にて審査）	
【事例2】トイレのスロープとして設置されたコンクリート構造物は、冠水時の支障の恐れがあるので撤去されたい。また、スロープ等の設置は木造などで周辺景観に配慮されたい。（補修状況の項目にて審査）	
【事例3】 適宜、補修されている。（補修状況の項目にて審査）	
【事例4】 審査項目として設定されていない。	
【事例5】 補修等行った実績はある。	
【事例6】 補修等行った実績はある。	
【事例7】 補修等行った実績はある。	
【事例8】 付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	
【事例9】 資材は必要最小限とは言い難い。	
【事例10】 資材は必要最小限とは言い難い。	
【事例11】 —	
【事例12】 付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	
【事例13】 資材は必要最小限とは言い難いので、適正化を検討すべきである。	
【事例14】 補正等行った実績はある。	
【事例15】 補正等行った実績はある。	
【事例16】 補正等行った実績はある。	
【事例17】 資材は必要最小限とは言い難い。	
【事例18】 設置当初、施設整備にかかる使用資材について検討されていない。	



【事例19】資材は必要最低限としている。また、安全点検の結果、施設に不具合、損傷等があれば速やかに補修を行うとしているが、具体的な施設補修のルール計画は未定であり、特に砂州形状の変化に配慮した計画を早急に作成すべきである。

【事例20】  
軽微な補修については随時実施している。

【事例21】  
補正等行った実績はある。

【事例22】  
補正等行った実績はある。

【事例23】  
補正等行った実績はある。

【事例24】設置当初、施設整備にかかる使用資材について検討されていない。また、補修が必要となった際には河川管理者からも使用資材についての指導を行うため河川外からの持ち込みは必要最小限に留められていく方向へ進む。

【事例25】  
軽微な補修については随時実施している。

#### (5) 参考となる写真等



●立入河川公園



●野洲川運動公園





審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C 1 占用施設利用計画	C 1 7 建造物の安全
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>①施設を構成する遊具等の建造物の定期点検を実施しているか。</p> <p>②安全対策は定めているか。</p>		<p>(3) 審査で使用する資料名</p> <p>・公園内の施設設置図</p>
<p>(2) 判断のポイント</p> <p>①遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。</p> <p>②建造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。</p> <p>③建造物安全点検のルールを確認する。</p>		
<p>(4) 審査での判断例</p>		
<p>【事例1】 審査項目として設定されていない。</p>		
<p>【事例2】 審査項目として設定されていない。</p>		
<p>【事例3】 審査項目として設定されていない。</p>		
<p>【事例4】 審査項目として設定されていない。</p>		
<p>【事例5】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例6】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例7】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例8】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例9】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例10】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例11】 —</p>		
<p>【事例12】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例13】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例14】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例15】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例16】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例17】 定期点検は実施されている。</p>		
<p>【事例18】遊具等の建造物は設置されていない。ベンチなどの小建造物については、毎年点検が実施されている。</p>		
<p>【事例19】週に1回安全点検が実施される計画である。点検内容は検討されているが、具体的な建造物安全点検のルールの計画は未定であり、早急に作成すべきである。</p>		
<p>【事例20】 「公園管理委託業務」の日常巡回時に目視にて確認。</p>		



【事例 2 1】  
定期点検は実施されている。

【事例 2 2】  
定期点検は実施されている。

【事例 2 3】  
定期点検は実施されている。

【事例 2 4】遊具等の構造物は設置されていない。ベンチなどの小構造物については、毎年点検が実施されている。

【事例 2 5】  
「公園管理委託業務」の日常巡回時に目視にて確認している。

(5) 参考となる写真等



●野洲川運動公園



●野洲川運動公園



●野洲川河川公園



●野洲川立入河川公園



●改修記念公園



●川田河川公園



●小浜河川公園

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	C 2 利用者	C 2 1 利用状況
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
① 占有区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動（時刻、曜日、季節）を把握しているか。		・施設別の利用者実績表
② 指定管理者が利用状況を把握して、申請者に報告があるのか。		・施設別の利用者推移表
		・指定管理者との協定書
<b>(2) 判断のポイント</b>		
① 現地調査で現状の施設利用状況を確認する。		
② 有料施設の利用者数と散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。		
③ 施設別の利用者数の増加・減少を確認する。		
④ 迷惑行為で利用されていないか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 自由使用であり、詳細人数は把握されていない。		
【事例 2】 利用されているが、詳細は不明		
【事例 3】 利用者数を把握されている。		
【事例 4】 見学者は未知数であるが、施設申請時の直接の利用者は、関西支部の 17 大学の学生で、1 日あたり 30 人で 138 日に利用することで年間予定者数は 4140 人と想定している。		
【事例 5】 利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。		
【事例 6】 利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。		
【事例 7】 利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。		
【事例 8】 自由使用であり、詳細人数は把握されていない。		
【事例 9】 一部については把握されている。		
【事例 10】 一部については把握されている。		
【事例 11】 適正に把握しているとは言い難い。		
【事例 12】 適正に把握しているとは言い難い。		
【事例 13】 適正に把握しているとは言い難い。（イベント等の開催時に利用者数を把握すべきである。）		
【事例 14】 平成 19 年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。		
【事例 15】 平成 19 年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。		
【事例 16】 平成 19 年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。		
【事例 17】 利用状況の把握については、十分に把握されていない。 なお、適正な利用のための調査が必要である。		
【事例 18】 正確に把握しているとは言い難い。		

<p>【事例 19】新規申請である。供用開始後は利用状況を把握できるよう計画されたい。イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていきたい。</p>
<p>【事例 20】グラウンドゴルフ大会での利用者については把握されているが、それ以外については把握されておらず、自由使用であっても把握すべきである。</p>
<p>【事例 21】 平成 19 年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。</p>
<p>【事例 22】 平成 19 年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。</p>
<p>【事例 23】 平成 19 年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。</p>
<p>【事例 24】 正確に把握しているとは言い難い。</p>
<p>【事例 25】グラウンドゴルフ大会での利用者については把握されているが、それ以外については把握されておらず、自由使用であっても把握すべきである。</p>
<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C2 利用者	C22 便所
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。		・公園内の施設設置図
②川の通信簿では要望の高い項目である。		・施設維持管理計画書
③利用者の要望事項を把握して、増加対応しているか。		・施設維持管理実績表
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①現地調査で現状の施設状況を確認する。		
②トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。		
③施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。		
④障害者対応が取られているか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 必要数が確保されている。(トイレの確保の項目にて審査)		
【事例2】 必要数が確保されている。(トイレの確保の項目にて審査)		
【事例3】 必要数が確保されている。(トイレの確保の項目にて審査)		
【事例4】利用者のトイレ施設は移動式トイレ設置で対応し、持ち帰る対応である。 見学者のトイレ施設は、現時点では配慮されていない。(トイレの確保の項目にて審査)		
【事例5】 適正に確保、維持管理できている。		
【事例6】 適正に確保、維持管理できている。		
【事例7】 適正に確保、維持管理できている。		
【事例8】 適正に確保、維持管理できている。		
【事例9】 適正に確保、維持管理できている。		
【事例10】 適正に確保、維持管理できている。		
【事例11】 適正に維持管理されている。		
【事例12】 適正に維持管理されている。		
【事例13】 適正に維持管理されている。		
【事例14】 適正に確保、維持管理できている。なお、休止中の循環式トイレは速やかに撤去するべきである。		
【事例15】 適正に確保、維持管理できている。		
【事例16】 適正に確保、維持管理できている。		
【事例17】 適正に確保されているが、老朽化対策と衛生管理が必要である。		
【事例18】 適正に維持管理されている。		
【事例19】 移動式トイレを1箇所設置され、清掃は週6日行う計画である。		



【事例 2 0】 適正に維持管理されている。
【事例 2 1】 適正に確保、維持管理できている。
【事例 2 2】 適正に確保、維持管理できている。
【事例 2 3】 適正に確保、維持管理できている。
【事例 2 4】 適正に維持管理されている。
【事例 2 5】 適正に維持管理されている。

(5) 参考となる写真等

★トイレの設置写真



●野洲川運動公園



●野洲川河川公園



●野洲川立入河川公園



●野洲川立入河川公園



●改修記念公園



●川田河川公園



●小浜河川公園



●野洲川ふれあい広場



審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C2 利用者	C23 ゴミ処理
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①ゴミ処理の方法を定めているか。		・公園内の施設設置図
		・施設維持管理計画書
		・施設維持管理実績表
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①現地調査で現状の施設状況を確認する。		
②ゴミの発生量を確認する。		
③ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 審査項目として設定されていない。		
【事例2】 審査項目として設定されていない。		
【事例3】 審査項目として設定されていない。		
【事例4】 利用者のゴミ箱は設置を行わず持ち帰る対応である。 見学者のゴミの対応は、現時点では配慮されていない。(トイレの確保の項目にて審査)		
【事例5】 審査項目として設定されていない。		
【事例6】 審査項目として設定されていない。		
【事例7】 審査項目として設定されていない。		
【事例8】 定められている。		
【事例9】 定められている。		
【事例10】 定められている。		
【事例11】 定められている。		
【事例12】 定められている。		
【事例13】 定められている。		
【事例14】 適正に維持管理できている。		
【事例15】 適正に維持管理できている。		
【事例16】 適正に維持管理できている。		
【事例17】 定められている。		
【事例18】 定められている。		
【事例19】 看板の設置等によりゴミの家庭への持ち帰りを周知する。		
【事例20】 定められている。		

【事例 2 1】  
適正に維持管理できている。

【事例 2 2】  
適正に維持管理できている。

【事例 2 3】  
適正に維持管理できている。

【事例 2 4】  
定められている。

【事例 2 5】  
定められている。

(5) 参考となる写真等



●野洲川立入河川公園



審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	C 2 利用者	C 2 4 利用者対応
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①適切な利用を促すための管理方法（管理人等の配置）は定められているか。		・指定管理者との協定書
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①委託している管理内容を確認する。		
②個人・団体の施設利用規定を定めているか確認する。		
③管理人の対応時間を確認する。		
④施設の利用受付は、電話・ネットで手続き可能か確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 管理人は置いていない。		
【事例 2】 管理人は置いていない。		
【事例 3】 管理人は置いていない。		
【事例 4】 定めている。		
【事例 5】 定めている。（業務委託を行っている）		
【事例 6】 定めている。（業務委託を行っている）		
【事例 7】 定めている。（業務委託を行っている）		
【事例 8】 管理人は置いていないが、管理方法は定められている。		
【事例 9】 管理人は置いていないが、管理方法は定められている。		
【事例 10】 管理人は置いていないが、管理方法は定められている。		
【事例 11】 管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。		
【事例 12】 管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。		
【事例 13】 管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。		
【事例 14】 定めている。（業務委託を行っている）		
【事例 15】 定めている。（指定管理を行っている）		
【事例 16】 定めている。（指定管理を行っている）		
【事例 17】 管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法は定められている。		
【事例 18】 管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。		
【事例 19】 管理人を配置しないが、利用上の注意事項や管理者への連絡先を明記した注意喚起看板の設置を計画している。イベント等の際の守山市、主催者それぞれの対応義務について明確にしておきたい。		

【事例 2 0】 管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。
【事例 2 1】 定めている。（業務委託を行っている）
【事例 2 2】 定めている。（指定管理を行っている）
【事例 2 3】 定めている。（指定管理を行っている）
【事例 2 4】 管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。
【事例 2 5】 管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。
(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C2 利用者	C25 駐輪・駐車場	(3) 審査で使用する資料名
(1) 審査で判断する内容			・公園内の施設設置図
①利用者の駐輪場・駐車場（身体障害者用等を含む）は確保しているか。			
②駐輪場・駐車場が設置されていない施設の場合の自転車・車の対応方法はどのようなものか。			
③イベント等で参加者増対策の臨時処置は定めてあるか。			
(2) 判断のポイント			
①現地調査で現状の駐輪場・駐車場の設置状況を確認する。			
②駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうか確認する。			
③駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。			
④障害者対応の施設であるか確認する。			
⑤アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。			
(4) 審査での判断例			
【事例1】 問題は発生していない。（車の規制等の項目にて審査）			
【事例2】 駐車場確保面積が広いので、舗装面に緑化ブロックを使用するなど環境配慮の工夫をされた。 （車の規制等の項目にて審査）			
【事例3】 駐輪場・駐車場が確保されていないので、環境舗装面での駐車場を確保する必要がある。（車の規制等の項目にて審査）			
【事例4】 川田大橋下流部の進入路を利用することで確保できる。（車の規制等の項目にて審査）			
【事例5】 確保できている。			
【事例6】 確保できている。			
【事例7】 確保できている。			
【事例8】 確保されている。			
【事例9】 確保されている。			
【事例10】 駐輪場・駐車場が確保されていない。検討中。			
【事例11】 身体障害者用の駐車スペースを確保する努力をするべきである。			
【事例12】 確保されている。			
【事例13】 駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていないので実現に向けて具体的に検討すべきである。			
【事例14】 確保できている。			
【事例15】 確保できている。			
【事例16】 確保できている。			
【事例17】 ゲートボール場を縮小し、駐輪場・駐車場の確保が図られているが、障害者等の利用に配慮した 駐輪場・駐車場にされるべきである。			
【事例18】 身体障害者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでおらず、確保する努力をするべきである。			



<p>【事例 19】身体障がい者用も含め駐車場、駐輪場が整備される予定である。公園周辺の交通状況も含め、イベント等での参加者増対策の臨時処置を定めておかれたい。</p>
<p>【事例 20】 駐輪場が確保されていない。グラウンドゴルフ大会開催時等、施設外への駐車とならないよう管理されたい。</p>
<p>【事例 21】 確保できている。</p>
<p>【事例 22】 確保できている。</p>
<p>【事例 23】 確保できている。</p>
<p>【事例 24】身体障害者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでいない。なお、ビワイチよりみちコースとしての駐輪場の必要性については今後の利用状況等を踏まえての判断となる。</p>
<p>【事例 25】駐車場スペースを用いて駐車場・駐輪場の機能を確保している。駐輪場スペースの確保については、公園及びビワイチよりみちコースの今後の利用状況等に応じて検討される。グラウンドゴルフ大会開催時等においては緑地広場及び多目的広場を臨時駐車場として使用している。</p>

(5) 参考となる写真等



●野洲川運動公園



●野洲川河川公園



●野洲川立入河川公園



●川田河川公園



●小浜河川公園



●野洲川ふれあい広場

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	C 3 利用形態	C 3 1 利用者の年齢等
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。		・利用者分析資料
②これらに制限を設けている場合はそれに合理性があるか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①子供からお年寄りまでが使える施設か確認する。		
②家族連れ利用の配慮があるか確認する。		
③有料施設利用者と、無料施設の一般利用者を区分して確認する。		
④釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 子供からお年寄りまでが使える施設である。（年齢層の項目にて審査）		
【事例 2】 子供からお年寄りまでが使える施設である。（年齢層の項目にて審査）		
【事例 3】 広い年齢層に利用されている。（年齢層の項目にて審査）		
【事例 4】 施設を利用する年齢層は学生および指導員に限定される。（年齢層の項目にて審査）		
【事例 5】 利用可能な施設である。		
【事例 6】 利用可能な施設である。		
【事例 7】 利用可能な施設である。		
【事例 8】 利用可能な施設である。		
【事例 9】 利用可能な施設である。		
【事例 10】 利用可能な施設である。		
【事例 11】 制限は設けられていない。		
【事例 12】 制限は設けられていない。		
【事例 13】 制限は設けられていない。		
【事例 14】 利用可能な施設である。		
【事例 15】 利用可能な施設である。		
【事例 16】 利用可能な施設である。		
【事例 17】 利用可能な施設である。		
【事例 18】 制限は設けられていない。		
【事例 19】子どもからお年寄りまでが使える施設である。また、有料施設はない。水辺付近では身体障がい者等への安全対策が必要である。		

【事例 2 0】 制限は設けられていない。
【事例 2 1】 利用可能な施設である。
【事例 2 2】 利用可能な施設である。
【事例 2 3】 利用可能な施設である。
【事例 2 4】 制限は設けられていない。
【事例 2 5】 制限は設けられていない。
(5) 参考となる写真等

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	C 3 利用形態	C 3 2 利用者交流
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①常時利用者と流域住民との交流はあるか。		
②交流を促進させる計画があるか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。		
②地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。		
③定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。		
ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、サッカー大会等		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 地域の利用者同志の交流が可能な施設である。		
【事例 2】 地域の利用者同志の交流が可能な施設である。		
【事例 3】 地域の利用者同志の交流が可能な施設である。		
【事例 4】 体験飛行のイベントを計画すれば、広い年齢層が参加でき、ふれあい・交流が可能であるが、今後の課題である。		
【事例 5】 グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。		
【事例 6】 グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。		
【事例 7】 グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。		
【事例 8】 地元利用が主であるが、問題はない。		
【事例 9】 グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っている。		
【事例 10】 ゲートボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の大会が開催されている。		
【事例 11】 常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。		
【事例 12】 地元利用が主であり、しばしばイベントが行われている。		
【事例 13】 グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。		
【事例 14】 グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。		
【事例 15】 グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。県内の大会等による流域住民との交流がなされている。		
【事例 16】 グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。		
【事例 17】 スポーツの大会が開催されている。さらに地元小学生の地域学習等の場としても利用されており、今後も河川敷利用の基本理念・基本方針の趣旨に沿った利用を促進すべきである。		
【事例 18】 常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。		

<p>【事例 19】地区のイベント、祭り、防災訓練の場としての利用が検討されている。イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていきたい。</p>
<p>【事例 20】 グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。</p>
<p>【事例 21】グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。 花火大会等で流域住民との交流はある。</p>
<p>【事例 22】グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。 花火大会や県内外のスポーツ大会等による流域住民との交流がなされている。</p>
<p>【事例 23】グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。 花火大会や県内外のスポーツ大会等による流域住民との交流がなされている。</p>
<p>【事例 24】 常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。</p>
<p>【事例 25】 グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。</p>
<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C3 利用形態	C33 川とのふれあい	
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名	
①利用者と川とのふれあいが可能な施設か。		・ 占用施設平面図	
(2) 判断のポイント			
①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。			
②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。			
③安全に水とふれあえる取り組みを確認する。			
④低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。			
(4) 審査での判断例			
【事例1】 直接、水とのふれあいが困難な施設である。			
【事例2】 直接、水とのふれあいがむずかしい施設である。			
【事例3】 ない。(側帯に設置されている施設である)			
【事例4】直接、川とふれあえる施設ではない。しかし、空から川を眺めることで「人と川との繋がり の河川空間」を体験できる側面もある。			
【事例5】いかだ下り大会により、川とのふれあいのきっかけ作りがなされていることは評価される。 ただし、運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。			
【事例6】 運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。			
【事例7】 運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。			
【事例8】 現状は困難であるが、改善案(階段護岸の設置)が示されている。			
【事例9】 現状は困難であるが、改善案(階段護岸の設置)が示されている。			
【事例10】 可能でない。(側帯に設置されている施設である)			
【事例11】 河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用について改善の余地がある。			
【事例12】 現状では困難である。階段護岸設置の改善案が示されているが具体化されていない。			
【事例13】既設の階段があり川へのアクセスは可能であるが、階段の先の整備が不足しているため、 改善が必要である。また、階段護岸設置の改善案が示されているが、具体化されていない。			
【事例14】施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。(なお、ここでは川とのふれあ いを河川水とのふれあいと考える)			
【事例15】施設利用者が川とふれあえることが十分な施設ではない。(なお、ここでは川とのふれあ いを河川水とのふれあいと考える)			
【事例16】施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。(なお、ここでは川とのふれあ いを河川水とのふれあいと考える)			
【事例17】 可能ではない。(側帯に設置された施設である)			
【事例18】 河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用について改善の余地がある。			



<p>【事例19】 川とのふれあいが可能な施設である。</p>
<p>【事例20】 前回計画・意見に基づき、親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、設置箇所が流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っていない。</p>
<p>【事例21】 野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。川であることを意識できるようにすべきである。本川側は野鳥や虫等の生物を感じるができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、本川と親しめるよう工夫すべきである。</p>
<p>【事例22】 野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。川であることを意識できるようにすべきである。前田樋門水路において水とふれあえる施設はあるものの、必ずしも十分ではない。本川側は野鳥や虫等の生物を感じるができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、本川と親しめるよう工夫すべきである。</p>
<p>【事例23】 野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。川であることを意識できるようにすべきである。本川側は野鳥や虫等の生物を感じるができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、本川と親しめるよう工夫すべきである。その際、既存の護岸階段や野鳥の案内板を利用されたい。</p>
<p>【事例24】 河川敷という点ではふれあいは可能である。</p>
<p>【事例25】 前回計画・意見に基づき、親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際へのアプローチなどを検討されたものの、設置箇所周辺の河道内樹木の繁茂や流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っていない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。</p>

<p>(5) 参考となる写真等</p>
<p>★川へのアクセス経路の写真を添付</p>
<p>■川でなければできない利用の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全                   ⇒樹木・草地・表土があり、昆虫など小動物の生息や鳥などの飛来の場   ⇒水生植物、水生動物の生息</li> <li>・水と緑によるやすらぎの都市オアシス環境（生活空間）</li> <li>・災害時の避難路・避難地の利用</li> <li>・戸外レクリエーションの利用       ⇒公開緑地としての利用</li> <li>・水面と水辺の利用                   ⇒水遊び、ボート、魚釣り</li> <li>・緑地空間としての環境形成       ⇒史跡などの文化財環境を引き立てる背景要素(借景)</li> <li>・都市気候の緩和効果の活用       ⇒川沿いの涼しい風の廊下による夕涼み・散策   ⇒大気の浄化、騒音緩和、防塵効果</li> </ul>



●野洲川運動公園(栗東市)：野洲川に架かる橋は野洲川大橋



●野洲川河川公園(野洲市) :



●小浜河川公園

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C3 利用形態	C34 河川愛護保護活動
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画（または実績）があるか。   		   
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。 ③指定管理者の取り組んでいる活動を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
<b>【事例1】</b> 清掃活動を実施している。（活動参加の項目にて審査）		
<b>【事例2】</b> 清掃活動を実施している。（活動参加の項目にて審査）		
<b>【事例3】</b> 清掃活動程度は行われている。（活動参加の項目にて審査）		
<b>【事例4】</b> 周辺の清掃活動は期待できる。地域の愛護活動、保護活動への参加は今後の課題である。（活動参加の項目にて審査）		
<b>【事例5】</b> 利用者による清掃活動程度は行われている。		
<b>【事例6】</b> 利用者による清掃活動程度は行われている。		
<b>【事例7】</b> 利用者による清掃活動程度は行われている。		
<b>【事例8】</b> 小学校の学習活動が行われている。		
<b>【事例9】</b> 活動計画はないが、清掃活動が実施されている。		
<b>【事例10】</b> 活動計画はないが、清掃活動が実施されている。		
<b>【事例11】</b> 活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。		
<b>【事例12】</b> 小学校の学習活動が行われている。		
<b>【事例13】</b> 活動計画はないが、清掃活動が実施されている。		
<b>【事例14】</b> 利用者による河川清掃活動は行われていない。立入小学校が環境学習を行っている。		
<b>【事例15】</b> 利用者による河川清掃活動は行われていない。		
<b>【事例16】</b> 利用者による河川清掃活動は行われている。		
<b>【事例17】</b> 活動計画はないが、環境・防災教育の活動等にも活用をして頂きたい。なお、清掃活動は実施されている。		
<b>【事例18】</b> 活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。		

【事例 19】中洲小学校で実施している「野洲川学習」において、環境等の学習が計画されている。また、野洲川でんくうの会が主催している「野洲川くだり」、「野洲川の生態調査」の場としての利用が計画されている。さらなる利用計画の充実が望まれる。

【事例 20】

活動計画はないが、ランドゴルフ協会や利用者による自主的な清掃等が行われている。

【事例 21】

利用者による河川清掃等活動は行われていない。立入が丘小学校が環境学習を行っている。

【事例 22】利用者による河川清掃等保護活動は行われていない。指定管理者の取り組む活動としても検討されたい。

【事例 23】利用者による河川清掃活動は行われている。河川清掃等保護活動について、指定管理者の取り組む活動としても検討されたい。

【事例 24】

活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。

【事例 25】ランドゴルフ協会や利用者による自主的な清掃等が行われている。また、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されている。

(5) 参考となる写真等

■ 河川環境との関わりを深める活動の例

(参考) <http://www.ohmitetudo.co.jp/kogan/>

- ・ びわ湖の自然をたずねる自然観察会
  - 「びわ湖とヨシ原にすむ鳥たち」
  - 「びわ湖にくらす水鳥たち」
  - 「昆虫教室：親子で昆虫標本を作ろう」
- ・ ○○○自然観察会
- ・ びわ湖○○公園環境美化活動
- ・ びわ湖ゴミひろいウォーク
- ・ 有害外来魚釣り大会びわ湖
- ・ 自然ふれあいランドゴルフ大会

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	C 3 利用形態	C 3 5 地域活性化
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>① 占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。</p>		<p>(3) 審査で使用する資料名</p>
<p>(2) 判断のポイント</p> <p>① 地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。</p> <p>② 『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。</p> <p>③ 地域と連携して取り組み活動はあるか確認する。</p>		
<p>(4) 審査での判断例</p> <p>【事例 1】 地域に密着した利用形態である。</p> <p>【事例 2】 地域に密着した利用形態である。</p> <p>【事例 3】 広域的な利用がされている。</p> <p>【事例 4】 関西の大学を中心に、広域からの来場利用であり、地域密着型ではない。</p> <p>【事例 5】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。</p> <p>【事例 6】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。</p> <p>【事例 7】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。</p> <p>【事例 8】 地域に密着した利用形態であるが、活性化には至っていない。</p> <p>【事例 9】 地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与している。</p> <p>【事例 10】 地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与している。</p> <p>【事例 11】 地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。</p> <p>【事例 12】 地域に密着した利用形態である。地域の活性化を目指しているがその評価はなされていない。</p> <p>【事例 13】 地域に密着した利用形態である。周辺地域の活性化に寄与していると判断する。</p> <p>【事例 14】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。</p> <p>【事例 15】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。</p> <p>【事例 16】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。</p> <p>【事例 17】 地域に密着した利用形態であるため、利用の仕方によってはさらに活性化に寄与できる。</p> <p>【事例 18】 地域の活性化に寄与したイベントを開催している。</p> <p>【事例 19】 既存イベントを改善、工夫した地域内外の交流活性化イベントの開催が「守山まるごと活性化プラン」において検討されている。</p>		

<p>【事例 2 0】 地域に密着した利用形態である。周辺地域の活性化に寄与していると判断する。</p>
<p>【事例 2 1】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。</p>
<p>【事例 2 2】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。</p>
<p>【事例 2 3】 地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。</p>
<p>【事例 2 4】 地域に密着した利用形態であり、特にビワイチよりみちコースの利用状況も増加すると考えられ、今後さらに地域活性化に寄与する可能性が期待できる。</p>
<p>【事例 2 5】 地域に密着した利用形態である。ビワイチよりみちコースの利用により、さらなる周辺地域への活性化に寄与する可能性がある。</p>
<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	C 4 住民意見の反映	C 4 1 意見聴取
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名
①利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取（対話討論会等）を行ったか。   		・対話討論会開催報告 ・住民の要望書   
(2) 判断のポイント		
①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。		
②意見聴取方法を確認する。		
③対話集会等の参加案内の方法を確認する。		
(4) 審査での判断例		
【事例 1】 審査項目として設定されていない。		
【事例 2】 審査項目として設定されていない。		
【事例 3】 審査項目として設定されていない。		
【事例 4】 審査項目として設定されていない。		
【事例 5】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		
【事例 6】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		
【事例 7】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		
【事例 8】 行われていない。意見募集の案は提示されている。		
【事例 9】 行われていない。意見募集の案は提示されている。		
【事例 10】 一部行われており、意見募集の案も提示されている。		
【事例 11】 広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。		
【事例 12】意見収集についてはホームページと現地アンケートにより行われているが、十分な意見が得られているとは言えない。その対象は一部住民・利用者に限られており、意見聴取方法の検討・改善が必要である。		
【事例 13】意見収集についてはホームページと現地アンケートにより行われているが、十分な意見が得られているとは言えない。その対象は一部住民・利用者に限られており、意見聴取方法の検討・改善が必要である。		
【事例 14】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		
【事例 15】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		
【事例 16】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		
【事例 17】 広く流域住民からの意見聴取を行うべきである。		
【事例 18】 ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがある。		

<p>【事例19】住民意見を反映する方法として、「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議（中洲地区）」、「野洲川（中洲地区）かわまちづくり検討委員会」を設置し、意見聴取している。意見聴取は中洲学区のみにとどまらず、広く流域住民からも行われるよう配慮されたい。</p>
<p>【事例20】当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めているが、その対象は一部住民・利用者に限られており、意見聴取方法の検討・改善が必要である。</p>
<p>【事例21】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。</p>
<p>【事例22】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。</p>
<p>【事例23】 広く流域住民からの意見聴取は行われていない。</p>
<p>【事例24】 ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがある。</p>
<p>【事例25】当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めている。また、ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。</p>

<p>(5) 参考となる写真等</p>



審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	C 4 住民意見の反映	C 4 2 利用者意見
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①流域住民や施設利用（予定）者からの意見を反映させて計画した施設か。		・対話討論会開催報告
		・利用者の意見
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。		
②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
<b>【事例1】</b>		
審査項目として設定されていない。		
<b>【事例2】</b>		
審査項目として設定されていない。		
<b>【事例3】</b>		
審査項目として設定されていない。		
<b>【事例4】</b>		
審査項目として設定されていない。		
<b>【事例5】</b>		
利用者からは管理事務所や市への電話・メールによって意見を把握しているが、流域住民についてはなされていない。		
<b>【事例6】</b>		
なされていない。		
<b>【事例7】</b>		
なされていない。		
<b>【事例8】</b>		
なされていない（今後アンケートの実施が計画されている）。		
<b>【事例9】</b>		
なされていない（今後アンケートの実施が計画されている）。		
<b>【事例10】</b>		
なされていない（今後アンケートの実施が計画されている）。		
<b>【事例11】</b>		
今後は、広く施設利用者等の意見を聴取・反映する努力が必要である。		
<b>【事例12】</b>		
流域住民や施設利用者からの意見は反映されていない。流域住民等からの意見聴取方法の検討・改善をふまえ、住民意見を反映させる必要がある。		
<b>【事例13】</b>		
流域住民や施設利用者からの意見は反映されていない。流域住民等からの意見聴取方法の検討・改善をふまえ、住民意見を反映させる必要がある。		
<b>【事例14】</b>		
利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。		
<b>【事例15】</b>		
利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。		
<b>【事例16】</b>		
利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。		
<b>【事例17】</b>		
利用者からの意見は把握しているが、広く流域住民からの意見徴取も行うべきである。		
<b>【事例18】</b>		
ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがあるが、さらに施設利用者の意見を聴取・反映する努力が必要である。		

<p>【事例19】「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議（中洲地区）」において出された、「水に親しめなくなっている」「集まる場所・イベントが不足している」などの意見を反映した施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても利用者の意見を徴せられたい。</p>
<p>【事例20】グランドゴルフ等施設利用者の意見は聴取・反映されているが、流域住民の意見はされていない。意見聴取方法の検討・改善をふまえ、意見を反映させる必要がある。</p>
<p>【事例21】 利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。</p>
<p>【事例22】 利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。</p>
<p>【事例23】 利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。</p>
<p>【事例24】ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがあり、利用者からの意見を反映するよう努めている。</p>
<p>【事例25】当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めている。また、ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。</p>
<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D1 環境	D11-1 大気汚染
------	-------	------------

(1) 審査で判断する内容
① 占有区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。
② 施設は占有区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。

(3) 審査で使用する資料名

(2) 判断のポイント
① 占有施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。

(4) 審査での判断例
【事例1】 大気汚染の発生源にならない。(大気の項目にて審査)
【事例2】 大気汚染の発生源にならない。(大気の項目にて審査)
【事例3】 大気汚染の発生源にならない。(大気の項目にて審査)
【事例4】 排ガス浄化装置を設置して排気ガスを処理しており、影響は少ない。(大気の項目にて審査)
【事例5】 審査項目として設定されていない。
【事例6】 審査項目として設定されていない。
【事例7】 審査項目として設定されていない。
【事例8】 調査はなされていないが影響は無い。
【事例9】 調査はなされていないが影響は無い。
【事例10】 調査はなされていないが影響は無い。
【事例11】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
【事例12】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
【事例13】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
【事例14】 調査はなされていないが、発生源となる施設がなく大気汚染の影響はない。
【事例15】 調査はなされていないが、発生源となる施設がなく大気汚染の影響はない。
【事例16】 調査はなされていないが、発生源となる施設がなく大気汚染の影響はない。
【事例17】 調査はされていないが、発生源となる施設ではなく大気汚染の影響はない。
【事例18】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
【事例19】 大気汚染の発生源となる施設ではない。

<p>【事例 20】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>
<p>【事例 21】 調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。</p>
<p>【事例 22】 調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。</p>
<p>【事例 23】 調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。</p>
<p>【事例 24】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。</p>
<p>【事例 25】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>
<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D 1 環境	D 1 1-2 水質汚濁・底質汚染
------	--------	-------------------

(1) 審査で判断する内容
① 占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。
② 施設は占用区域とその周辺の水質底質に影響を与えないか。
③ 農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）の使用を禁止しているか。

(3) 審査で使用する資料名
・指定管理者との協定書
・施設維持管理計画書
・施設維持管理実績表

(2) 判断のポイント
① 草刈の方法と実績を確認する。
② 排水暗渠の設置の状況を確認する。

(4) 審査での判断例
【事例1】 水質汚濁の影響はない。（水質の項目にて審査）
【事例2】 水質汚濁の影響はない。（水質の項目にて審査）
【事例3】 水質汚濁の影響はない。（水質の項目にて審査）
【事例4】 堆肥、除草剤の散布の使用はなく、影響はない。（水質の項目にて審査）
【事例5】 調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。
【事例6】 調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。
【事例7】 調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。ただし、除草剤、殺虫剤の使用は直ちに中止すべきである。
【事例8】 調査はなされていないが、影響はないと思われる。
【事例9】 調査はなされていないが、影響はないと思われる。
【事例10】 調査はなされていないが、影響はないと思われる。
【事例11】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
【事例12】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
【事例13】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
【事例14】 調査はされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。
【事例15】 調査はされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。
【事例16】 調査はされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。
【事例17】 調査はされていないが、影響は小さいと思われる。 農薬等も使用していない。
【事例18】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。

<p>【事例19】 水質汚濁、底質汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。</p>
<p>【事例20】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>
<p>【事例21】 調査はされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。</p>
<p>【事例22】 調査はされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。</p>
<p>【事例23】 調査はされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。</p>
<p>【事例24】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。</p>
<p>【事例25】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>

(5) 参考となる写真等	
<p>★維持管理計画書に『除草剤の記述』あり確認が必要</p>	<p>【栗東市:運動公園】 除草剤は使用していないとの説明があるが、添付8の「施設作業予定表」には、<b>陸上競技場で除草剤と肥料を使用、GG場で肥料と防虫剤を使用とあり</b>確認が必要</p>

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	D 1 環境	D 1 1 - 3 土壌汚染
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
① 占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。		・指定管理者との協定書
② 施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。		・施設維持管理計画書
③ 農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）の使用を禁止しているか。		・施設維持管理実績表
④ 施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
① 草刈の方法と実績を確認する。		
② 芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。		
③ 除草剤の使用をしていないか確認する。		
④ 害虫駆除の実績があるか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 土質汚濁への影響はない。（水質の項目にて審査）		
【事例 2】 土質汚濁への影響はない。（水質の項目にて審査）		
【事例 3】 土質汚濁への影響はない。（水質の項目にて審査）		
【事例 4】 堆肥、除草剤の散布の使用はなく、影響はない。（水質の項目にて審査）		
【事例 5】 調査はなされていないが、土壌汚染への影響はないと思われる。		
【事例 6】 調査はなされていないが、土壌汚染への影響はないと思われる。		
【事例 7】 調査はなされていないが、土壌汚染への影響はないと思われる。ただし、除草剤、殺虫剤の使用は直ちに中止すべきである。		
【事例 8】 調査はなされていないが、農薬の使用は禁止しており影響はないと思われる。		
【事例 9】 調査はなされていないが、農薬の使用は禁止しており影響はないと思われる。		
【事例 10】 調査はなされていないが、農薬の使用は禁止しており影響はないと思われる。		
【事例 11】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		
【事例 12】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。		
【事例 13】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。		
【事例 14】 調査はなされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、土壌汚染の影響はないと思われる。		
【事例 15】 調査はなされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、土壌汚染の影響はないと思われる。		
【事例 16】 調査はなされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、土壌汚染の影響はないと思われる。		
【事例 17】 調査はされていないが、農薬等の使用は禁止されており影響はないと思われる。		
【事例 18】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		
【事例 19】 土地汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。		

【事例 2 0】申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）は使用されていない。
【事例 2 1】調査はされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。
【事例 2 2】調査はされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。
【事例 2 3】調査はされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。
【事例 2 4】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
【事例 2 5】申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤等）は使用されていない。

(5) 参考となる写真等



審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D1 環境	D11-4 地下水	
(1) 審査で判断する内容			(3) 審査で使用する資料名
① 占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。			
② 施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。			
(2) 判断のポイント			
(4) 審査での判断例			
【事例1】			
審査項目として設定されていない。			
【事例2】			
審査項目として設定されていない。			
【事例3】			
審査項目として設定されていない。			
【事例4】			
審査項目として設定されていない。			
【事例5】			
調査はなされていないが、影響はないと思われる。			
【事例6】			
調査はなされていないが、影響はないと思われる。			
【事例7】			
調査はなされていないが、影響はないと思われる。			
【事例8】			
調査はなされていないが、影響はないと思われる。			
【事例9】			
調査はなされていないが、影響はないと思われる。			
【事例10】			
調査はなされていないが、影響はないと思われる。			
【事例11】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。			
【事例12】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。			
【事例13】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。			
【事例14】			
水質調査が行われている。農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。			
【事例15】			
調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。			
【事例16】			
調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。			
【事例17】			
調査はされていないが、影響はないと思われる。			
【事例18】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。			
【事例19】			
野洲川、又は周辺の地下水の水質に影響を与える施設ではない。			

<p>【事例 20】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>
<p>【事例 21】河川の近傍で地下水の水質の調査が行われているが、流動、水位の調査は行われていない。農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。</p>
<p>【事例 22】調査はなされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。</p>
<p>【事例 23】調査はなされていないが、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。</p>
<p>【事例 24】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。</p>
<p>【事例 25】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>

<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D1 環境	D11-5 騒音・振動
<p>(1) 審査で判断する内容</p> <p>① 占有区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。</p> <p>② 施設は占有区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。</p>		<p>(3) 審査で使用する資料名</p>
<p>(2) 判断のポイント</p> <p>① 騒音が発生する施設であるか確認する。</p> <p>② 大音声を発生する拡声器の使用があるか確認する。</p> <p>③ 利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。</p>		
<p>(4) 審査での判断例</p>		
<p>【事例1】 発生源ではない。</p>		
<p>【事例2】 発生源ではない。</p>		
<p>【事例3】 発生源ではない。</p>		
<p>【事例4】 騒音規制値を満足するウインチを使用している。人家への騒音は、昼間使用である点から、影響は比較的小さい。</p>		
<p>【事例5】 調査はなされていないが、発生源にはならない。</p>		
<p>【事例6】 調査はなされていないが、発生源にはならない。</p>		
<p>【事例7】 調査はなされていないが、発生源にはならない。</p>		
<p>【事例8】 調査はなされていないが、発生源にはならない。</p>		
<p>【事例9】 調査はなされていないが、発生源にはならない。</p>		
<p>【事例10】 調査はなされていないが、発生源にはならない。</p>		
<p>【事例11】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。</p>		
<p>【事例12】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>		
<p>【事例13】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>		
<p>【事例14】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。</p>		
<p>【事例15】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。</p>		
<p>【事例16】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。</p>		
<p>【事例17】 調査はされていないが、発生源にはならない。</p>		
<p>【事例18】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。</p>		
<p>【事例19】 騒音震動を発生する施設ではない。</p>		

<p>【事例 20】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>
<p>【事例 21】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。</p>
<p>【事例 22】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。</p>
<p>【事例 23】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。</p>
<p>【事例 24】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。</p>
<p>【事例 25】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。</p>
<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D 1 環境	D 1 1 - 6 悪臭	
(1) 審査で判断する内容			(3) 審査で使用する資料名
① 占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。			
② 施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。			
(2) 判断のポイント			
① 臭気を発生する占用施設であるか確認する。			
(4) 審査での判断例			
【事例1】			
審査項目として設定されていない。			
【事例2】			
審査項目として設定されていない。			
【事例3】			
審査項目として設定されていない。			
【事例4】			
審査項目として設定されていない。			
【事例5】			
審査項目として設定されていない。			
【事例6】			
審査項目として設定されていない。			
【事例7】			
審査項目として設定されていない。			
【事例8】			
調査はなされていないが、発生源にはならない。			
【事例9】			
調査はなされていないが、発生源にはならない。			
【事例10】			
調査はなされていないが、発生源にはならない。			
【事例11】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。			
【事例12】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。			
【事例13】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。			
【事例14】			
調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。			
【事例15】			
調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。			
【事例16】			
調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。			
【事例17】			
調査はされていないが、発生源にはならない。			
【事例18】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。			
【事例19】			
悪臭の発生源となす施設ではない。			

【事例 20】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
【事例 21】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。
【事例 22】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。
【事例 23】 調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。
【事例 24】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
【事例 25】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D 1 環境	D 1 2 地形改変	
(1) 審査で判断する内容			(3) 審査で使用する資料名
① 占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。			
② 施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。			
(2) 判断のポイント			
① 現状からの変更地形を確認する。			
② 利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。			
(4) 審査での判断例			
【事例1】			
審査項目として設定されていない。			
【事例2】			
審査項目として設定されていない。			
【事例3】			
審査項目として設定されていない。			
【事例4】			
審査項目として設定されていない。			
【事例5】			
調査はなされていないが影響はない。			
【事例6】			
調査はなされていないが影響はない。			
【事例7】			
調査はなされていないが影響はない。			
【事例8】			
調査はなされていないが影響はない。			
【事例9】			
調査はなされていないが影響はない。低水路護岸・河原再生工事を実施した場合は影響が考えられる。			
【事例10】			
調査はなされていないが影響はない。			
【事例11】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。			
【事例12】			
生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。			
【事例13】			
生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。			
【事例14】			
調査はなされていないが、影響はない。			
【事例15】			
調査はなされていないが、影響はない。			
【事例16】			
調査はなされていないが、影響はない。			
【事例17】			
調査はされていない。しかし、影響はないと思われる。			
【事例18】			
申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。			
【事例19】			
地形の改変は軽微である。			

<p>【事例 20】 生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。</p>
<p>【事例 21】 調査はなされていないが、影響はない。</p>
<p>【事例 22】 調査はなされていないが、影響はない。</p>
<p>【事例 23】 パターゴルフ場を芝グラウンドに変更したが、わずかな地形改変であり、影響はない。</p>
<p>【事例 24】 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。</p>
<p>【事例 25】 生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。</p>

(5) 参考となる写真等



審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	D 1 環境	D 1 3 整備の影響
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。		・河川敷整備計画書
		・環境情報図
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。		
②影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 審査項目として設定されていない。		
【事例 2】 審査項目として設定されていない。		
【事例 3】 審査項目として設定されていない。		
【事例 4】河川敷の高水敷整備における灌木や草本類の刈り払いで、小動物や植生への影響が考えられるが、著しい影響はない。		
【事例 5】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。		
【事例 6】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくない。		
【事例 7】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。		
【事例 8】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。		
【事例 9】 すでに影響が出ており、低水護岸・河原再生工事を実施した場合さらに影響が出る。		
【事例 10】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。		
【事例 11】 生物の生息環境を分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。		
【事例 12】 生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。		
【事例 13】 生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。		
【事例 14】 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。		
【事例 15】生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響を緩和するための配慮がなされている。		
【事例 16】 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。		
【事例 17】 生物の生育・生息環境に影響を与える可能性があるため、現状調査を行うことが望ましい。		
【事例 18】 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。		
【事例 19】 施設整備の影響について継続的な監視が必要である。		

【事例 2 0】 生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。
【事例 2 1】 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。
【事例 2 2】 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響を緩和するための配慮がなされている。
【事例 2 3】 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。
【事例 2 4】 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。
【事例 2 5】 生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D1 環境	D14-1 陸生生物
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名
①占有区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。		・環境調査資料
②施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。		
(2) 判断のポイント		
①占有箇所付近の環境調査結果を確認する。		
②刈り込み時期、頻度を確認する。		
(4) 審査での判断例		
【事例1】 貴重種等はありませんと思われるが、草地に生息する生物には影響あり。（動植物の項目にて審査）		
【事例2】 貴重種はないと思われるが、生物存在には影響あり。（動植物の項目にて審査）		
【事例3】 貴重種等はないと思われるが、一定程度の影響がある。（動植物の項目にて審査）		
【事例4】 グライダーの機体が鳥類に比べて大きく、上昇・降下の飛行の際に、鳥への恐怖感を与えることで、生息数への影響がでると考える。（動植物の項目にて審査）		
【事例5】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
【事例6】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
【事例7】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
【事例8】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる（草刈り範囲の変更は評価できる）。		
【事例9】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われ、配慮が必要である。		
【事例10】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われ、配慮が必要である。		
【事例11】 申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
【事例12】 申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
【事例13】 申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
【事例14】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
【事例15】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
【事例16】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
【事例17】 調査はされていない。多少の影響はあると思われるため、現状調査を行うことが望ましい。		
【事例18】 申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		

<p>【事例 19】 施設整備の影響について継続的な監視が必要である。</p>
<p>【事例 20】 申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。</p>
<p>【事例 21】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。また、近年、特定外来生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められる。</p>
<p>【事例 22】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。また、近年、特定外来生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められる。</p>
<p>【事例 23】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。また、近年、特定外来生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められる。</p>
<p>【事例 24】 申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、特に貴重種や保全対象種については、河川管理者からの助言を求めながら、申請者による配慮が必要である。</p>
<p>【事例 25】 申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。</p>

<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D1 環境	D14-2 水生生物
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①占有区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。		・環境調査資料
②水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①占有箇所付近の環境調査結果を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
<b>【事例1】</b>		
貴重種等はありませんと思われるが、草地に生息する生物には影響あり。（動植物の項目にて審査）		
<b>【事例2】</b>		
貴重種はないと思われるが、生物存在には影響あり。（動植物の項目にて審査）		
<b>【事例3】</b>		
貴重種等はないと思われるが、一定程度の影響がある。（動植物の項目にて審査）		
<b>【事例4】</b>		
審査項目として設定されていない。		
<b>【事例5】</b>		
調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
<b>【事例6】</b>		
調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
<b>【事例7】</b>		
調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
<b>【事例8】</b>		
調査はなされていないが、多少の影響はあると思われ、配慮が必要である。		
<b>【事例9】</b>		
調査はなされていないが、多少の影響はあると思われ、配慮が必要である。低水護岸・河原再生工事を実施した場合さらに影響が出る。		
<b>【事例10】</b>		
調査はなされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。		
<b>【事例11】</b>		
申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
<b>【事例12】</b>		
申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
<b>【事例13】</b>		
申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
<b>【事例14】</b>		
調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
<b>【事例15】</b>		
調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
<b>【事例16】</b>		
調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。		
<b>【事例17】</b>		
調査はされていないが、側帯であり影響は少ないと思われる。		
<b>【事例18】</b>		
申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
<b>【事例19】</b>		
施設整備の影響について継続的な監視が必要である。		

【事例 2 0】申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
【事例 2 1】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。
【事例 2 2】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。
【事例 2 3】 調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。
【事例 2 4】申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、特に貴重種や保全対象種については、河川管理者からの助言を求めながら、申請者による配慮が必要である。
【事例 2 5】申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

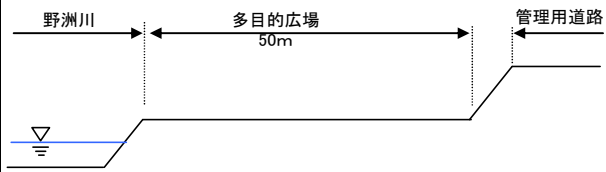
審査項目	D 1 環境	D 1 5 生態系
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
① 占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。		・ 環境調査資料
② 施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。		・ 公園設置マップ
③ 生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
① 河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。		
② 河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。		
③ 同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。		
④ 施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 連続性を分断している。(生息地の連続性の項目にて審査)		
【事例2】 占用区間が長いので、分断による影響がある。(生息地の連続性の項目にて審査)		
【事例3】分断されることはない。(洪水等の非常時の土砂保管場所を利用している側帯部分の占用である。)(生息地の連続性の項目にて審査)		
【事例4】草丈の管理を30cmとして連続した状態で管理されているので分断影響は軽微であり、著しく分断されることはない。(生息地の連続性の項目にて審査)		
【事例5】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。		
【事例6】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくない。		
【事例7】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。		
【事例8】 連続性を分断しているが、草刈り範囲の変更による改善措置は評価できる。		
【事例9】 連続性を分断している。今後は草刈り範囲を変更する計画。		
【事例10】 調査はしていないが、影響は少ないと思われる。		
【事例11】申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
【事例12】生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。		
【事例13】刈り込み方法の改善措置を検討して生物の生息環境の連続性の分断を回避する配慮が検討されている。生態系概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。		
【事例14】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。		
【事例15】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくないと思われる。		
【事例16】 生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。		
【事例17】 調査はされていないが、影響は少ないと思われる。		
【事例18】申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		
【事例19】 施設整備の影響について継続的な監視が必要である。		
【事例20】生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。		

<p>【事例 2 1】生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。利用の少ない施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消されたい。また、近年、特定外来生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められる。</p>
<p>【事例 2 2】生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。利用の少ない施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消されたい。また、近年、特定外来生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められる。</p>
<p>【事例 2 3】生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。利用の少ない施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消されたい。また、近年、特定外来生物であるアレチウリの生育が確認されており、適切な管理が求められる。</p>
<p>【事例 2 4】申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、特に貴重種や保全対象種については、河川管理者からの助言を求めながら、申請者による配慮が必要である。</p>
<p>【事例 2 5】生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系 の概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。</p>

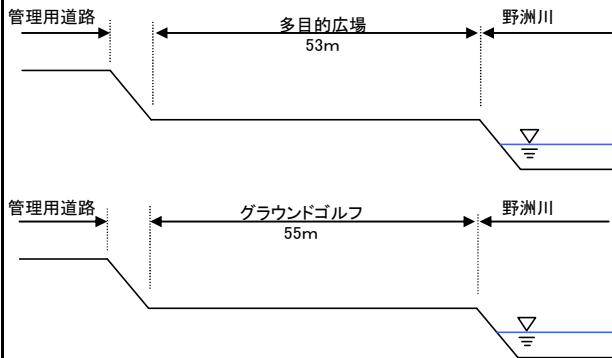


(5) 参考となる写真等

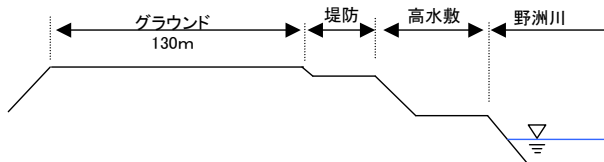
野洲川小浜河川公園



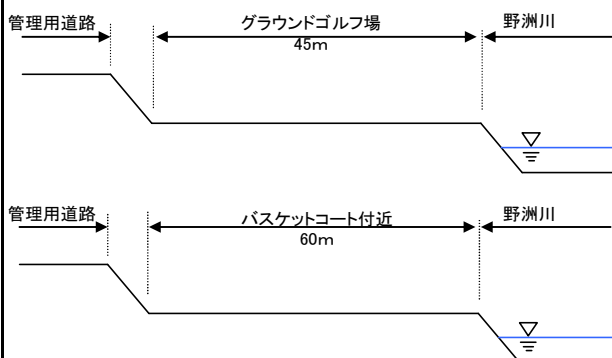
野洲川川田河川公園

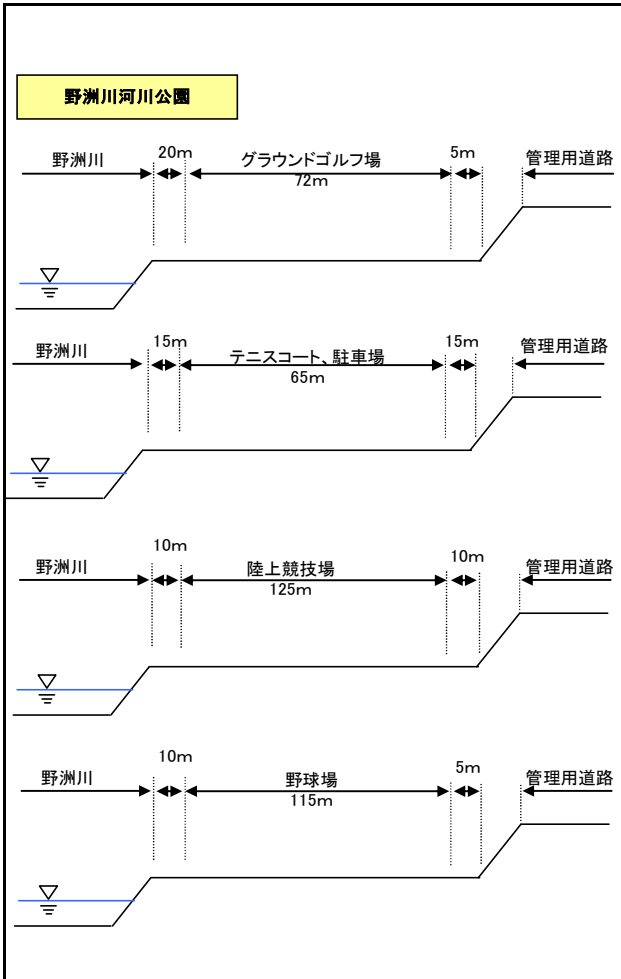
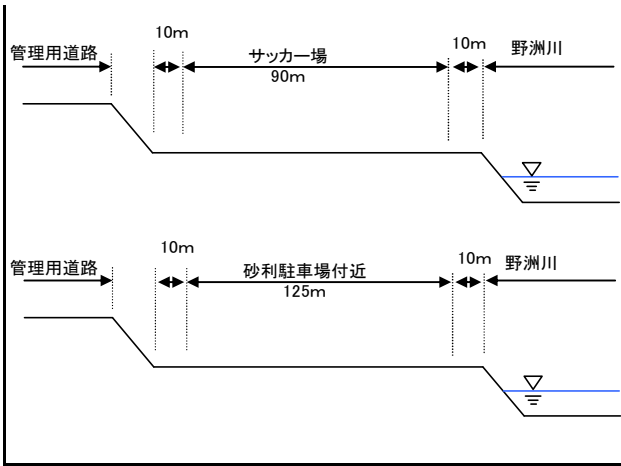


野洲川改修記念公園

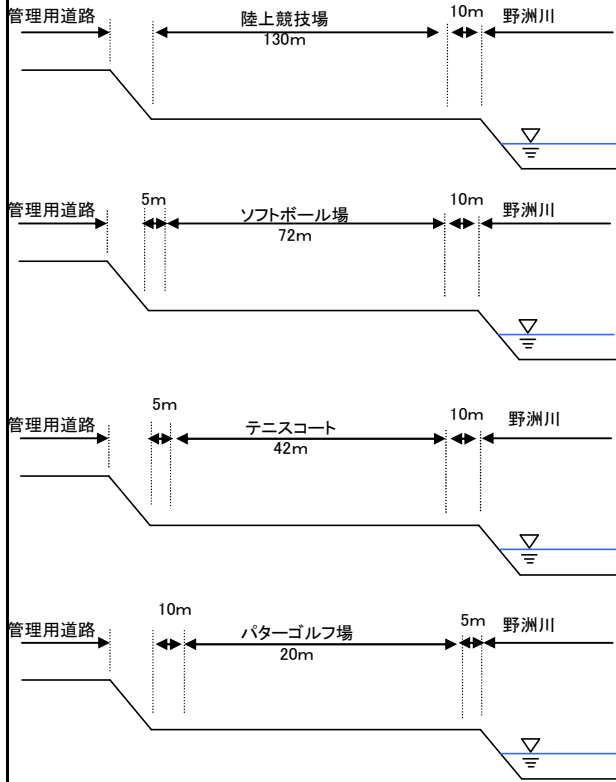


野洲川立入河川公園





野洲川運動公園



審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	D 1 環境	D 1 6 環境復元	
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名	
① 占有期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。   		   	
(2) 判断のポイント			
① 撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。			
② 利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。			
③ 施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。			
(4) 審査での判断例			
【事例 1】 早期回復を見込める。(環境の回復性の項目にて審査)			
【事例 2】 早期回復を見込める。(環境の回復性の項目にて審査)			
【事例 3】 早期回復を見込める。(環境の回復性の項目にて審査)			
【事例 4】 グライダーの離発着は 30cm 程度の背丈を持った草地で行われるので、グライダーの離発着による草地損傷は軽微であると考えられる。また、グライダー離陸場所は、訓練日ごとに少しづつ移動させることで地上滑走や曳航索による草地への影響を回復させることが可能である。 (環境の回復性の項目にて審査)			
【事例 5】 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。			
【事例 6】 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。			
【事例 7】 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。			
【事例 8】 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。			
【事例 9】 精査されておらず検討の余地がある。			
【事例 10】 精査されておらず検討の余地がある。			
【事例 11】 撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。			
【事例 12】 撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込めると判断する。			
【事例 13】 撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込めると判断する。			
【事例 14】 施工上、撤去が困難な構造物がなく、早期復元が見込める。			
【事例 15】 施工上、撤去が困難な構造物がなく、早期復元が見込める。			
【事例 16】 施工上、撤去が困難な構造物がなく、早期復元が見込める。			
【事例 17】 維持管理において早期の復元が見込めるよう留意するべきである。			
【事例 18】 撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。			



【事例 19】 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。
【事例 20】 撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込めると判断する。
【事例 21】 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。
【事例 22】 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。
【事例 23】 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。
【事例 24】 撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。
【事例 25】 撤去が困難な構造物ではなく、早期復元が見込めると判断する。

(5) 参考となる写真等

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	D 1 環境	D 1 7 作業車の通行影響
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。		・ 作業車移動経路図
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①作業車の重量、走行頻度を確認する。		
②作業車の通行路と管理通路の関係を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 審査項目として設定されていない。		
【事例 2】 審査項目として設定されていない。		
【事例 3】 審査項目として設定されていない。		
【事例 4】 曳航索運搬作業車の走行による影響はあるが、通常の河川管理上の車両通行と同程度の影響と思われる。当初は、一般の人から、河川敷の走行車両の問い合わせ等が増加することが考えられる。		
【事例 5】 審査項目として設定されていない。		
【事例 6】 審査項目として設定されていない。		
【事例 7】 審査項目として設定されていない。		
【事例 8】 作業車の利用は無く、影響はない。		
【事例 9】 作業車の利用は無く、影響はない。		
【事例 10】 作業車の利用は無く、影響はない。		
【事例 11】 影響は軽微である。		
【事例 12】 作業車の利用は無く、影響はない。		
【事例 13】 作業車の利用は無く、影響はない。		
【事例 14】 駐車場、管理道路を使用しており影響は小さい。		
【事例 15】 駐車場、管理道路を使用しており影響は小さい。		
【事例 16】 堤内駐車場を使用しており影響は小さい。		
【事例 17】 作業車の利用はなく、影響はない。		
【事例 18】 影響は軽微である。		
【事例 19】 駐車場、管理用通路を使用するが、走行頻度が明らかでない。		

【事例 2 0】 作業車の利用は無く、影響はない。
【事例 2 1】 駐車場、管理道路を使用しており影響は小さい。
【事例 2 2】 駐車場、公園内園路を使用しており影響は小さい。
【事例 2 3】 堤内駐車場を使用しており影響は小さい。
【事例 2 4】 影響は軽微である。
【事例 2 5】 作業車の利用は無く、影響はない。
(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D 1 環境	D 1 8 無線使用の影響
------	--------	---------------

(1) 審査で判断する内容
①施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。

(3) 審査で使用する資料名

(2) 判断のポイント
①利用周波数が、ラジコン等から影響を受けないか確認する。
②利用電波が、周辺住民の電子機器に影響を与えないか確認する。

(4) 審査での判断例
【事例1】 審査項目として設定されていない。
【事例2】 審査項目として設定されていない。
【事例3】 審査項目として設定されていない。
【事例4】 使用する周波数の帯域が異なっているので、周辺で受信する施設への混信は考えられない。
【事例5】 審査項目として設定されていない。
【事例6】 審査項目として設定されていない。
【事例7】 審査項目として設定されていない。
【事例8】 無線の利用は無い。
【事例9】 無線の利用は無い。
【事例10】 無線の利用は無い。
【事例11】 —
【事例12】 無線の利用は無い。
【事例13】 無線の利用は無い。
【事例14】 影響を与える施設はない。
【事例15】 影響を与える施設はない。
【事例16】 影響を与える施設はない。
【事例17】 無線の利用はない。
【事例18】 —（施設で無線を使用しないため、適用外）
【事例19】 無線使用の予定はない。



【事例 2 0】 無線の利用はない。
【事例 2 1】 影響を与える施設はない。
【事例 2 2】 影響を与える施設はない。
【事例 2 3】 影響を与える施設はない。
【事例 2 4】 －（施設で無線を使用しないため、適用外）
【事例 2 5】 無線の利用はない。
(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D2 治水	D21 治水
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①利用施設が治水上影響がないか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例2】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例3】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例4】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例5】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例6】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例7】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例8】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例9】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例10】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例11】 河川管理者が審査しており影響はないと判断される。		
【事例12】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例13】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例14】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例15】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例16】 河川管理者の審査項目として設定している。		
【事例17】 —		
【事例18】 影響は軽微である。		
【事例19】 治水上の審査は完了している。(治水上の影響は少ない)。		

【事例 2 0】 河川管理者の審査項目として設定している。
【事例 2 1】 河川管理者の審査項目として設定している。
【事例 2 2】 河川管理者の審査項目として設定している。
【事例 2 3】 河川管理者の審査項目として設定している。
【事例 2 4】 影響は軽微である。
【事例 2 5】河川管理者の審査項目として設定している。 なお、樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものと判断する。

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D2 治水	D22-1 構造物
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
① 占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。		・ 施設設置による構造計算書
② 施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
① 構造物の設置による支障の程度を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 審査項目として設定されていない。		
【事例2】 審査項目として設定されていない。		
【事例3】 審査項目として設定されていない。		
【事例4】 審査項目として設定されていない。		
【事例5】 構造物による治水上の支障はない。		
【事例6】 構造物による治水上の支障はない。		
【事例7】 構造物による治水上の支障はない。		
【事例8】 構造物による治水上の支障はない。		
【事例9】 構造物による治水上の支障はない。		
【事例10】 堤防側帯である。		
【事例11】 —		
【事例12】 構造物による治水上の支障はない。		
【事例13】 構造物による治水上の支障はない。		
【事例14】 構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。		
【事例15】 構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。		
【事例16】 構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。		
【事例17】 堤防側帯であるため、洪水の影響はない。		
【事例18】 —（治水上支障となる構造物がないため、適用外）		
【事例19】 構造物による治水上の影響は少ない。		

【事例 2 0】 構造物による治水上の影響はない。
【事例 2 1】 構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。
【事例 2 2】 構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。
【事例 2 3】 構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。
【事例 2 4】 －（治水上支障となる構造物がないため、適用外）
【事例 2 5】 構造物による治水上の影響はない。
(5)参考となる写真等

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	D 2 治水	D 2 2 - 2 構造物流失
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。		・施設の撤去訓練報告
②流出した場合の処置を定めているか。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①冠水時の流出防止対策を確認する。		
②過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例 1】 審査項目として設定されていない。		
【事例 2】 審査項目として設定されていない。		
【事例 3】 審査項目として設定されていない。		
【事例 4】 審査項目として設定されていない。		
【事例 5】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 6】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 7】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 8】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 9】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 10】 堤防側帯である。		
【事例 11】 —		
【事例 12】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 13】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 14】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 15】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 16】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		
【事例 17】 堤防側帯であるため、洪水の影響はない。		
【事例 18】 —（洪水時に流出する構造物がないため、適用外）		
【事例 19】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		

<p>【事例 2 0】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。</p>
<p>【事例 2 1】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。</p>
<p>【事例 2 2】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。</p>
<p>【事例 2 3】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。</p>
<p>【事例 2 4】 －（洪水時に流出する構造物がないため、適用外）</p>
<p>【事例 2 5】 洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。</p>
<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	D 2 治水	D 2 2 - 3 構造物撤去	
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名	
①冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。		・施設の撤去訓練報告	
(2) 判断のポイント			
①撤去訓練報告書を確認する。			
(4) 審査での判断例			
【事例 1】 審査項目として設定されていない。			
【事例 2】 審査項目として設定されていない。			
【事例 3】 審査項目として設定されていない。			
【事例 4】 審査項目として設定されていない。			
【事例 5】 実施されている。			
【事例 6】 実施されている。			
【事例 7】 実施されている。			
【事例 8】 実施されている。			
【事例 9】 実施されている。			
【事例 10】 堤防側帯である。			
【事例 11】 —			
【事例 12】 実施されている。			
【事例 13】 実施されている。			
【事例 14】 実施されている。			
【事例 15】 実施されている。			
【事例 16】 実施されている。			
【事例 17】 堤防側帯であるため、洪水の影響はない。			
【事例 18】 — (冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外)			
【事例 19】 出水時に対する工作物撤去訓練を河川管理者立会のもと実施する予定である。			



【事例 20】 実施されている。
【事例 21】 実施されている。
【事例 22】 実施されている。
【事例 23】 実施されている。
【事例 24】 －（冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外）
【事例 25】 実施されている。
(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D3 利水	D31 利水計画	
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>	
①施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。 (確認事項)			
<b>(2) 判断のポイント</b>			
<b>(4) 審査での判断例</b>			
【事例1】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例2】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例3】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例4】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例5】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例6】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例7】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例8】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例9】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例10】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例11】 河川管理者が審査しているが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。			
【事例12】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例13】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例14】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例15】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例16】 河川管理者の審査項目として設定している。			
【事例17】 —			
【事例18】—(せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置し地下水をポンプアップしているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有する施設であるため、適用外)			
【事例19】 占用施設に利水計画はない。			

【事例 2 0】 河川管理者の審査項目として設定している。
【事例 2 1】 河川管理者の審査項目として設定している。
【事例 2 2】 河川管理者の審査項目として設定している。
【事例 2 3】 河川管理者の審査項目として設定している。
【事例 2 4】 占用施設に利水計画はない。
【事例 2 5】 河川管理者の審査項目として設定している。
(5) 参考となる写真等

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	D 3 利水	D 3 2 利水への影響	
(1) 審査で判断する内容			(3) 審査で使用する資料名
<p>①施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。</p>			
(2) 判断のポイント			
(4) 審査での判断例			
【事例 1】 審査項目として設定されていない。			
【事例 2】 審査項目として設定されていない。			
【事例 3】 審査項目として設定されていない。			
【事例 4】 審査項目として設定されていない。			
【事例 5】 利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 6】 利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 7】 利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 8】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 9】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 10】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 11】 大きな影響はないが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。			
【事例 12】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 13】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 14】 利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 15】 利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 16】 利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 17】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。			
【事例 18】 - (せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置し地下水をポンプアップしているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有する施設であるため、適用外)			
【事例 19】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。			

<p>【事例 2 0】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。</p>
<p>【事例 2 1】利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。</p>
<p>【事例 2 2】利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。</p>
<p>【事例 2 3】利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。</p>
<p>【事例 2 4】 占用施設に利水計画はない。</p>
<p>【事例 2 5】 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。</p>

<p>(5) 参考となる写真等</p>

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D 4 景観・文化	D 4 1 景観
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
①占有区域とその周辺の景観特性（生態学的景観を含む）の現況を調査したか。		
②施設の形態（形状・色彩等）が占有区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。		
②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 大きく阻害していない。		
【事例2】 大きく阻害していない。		
【事例3】 大きく阻害していない。		
【事例4】 構造物を設置しないため、景観を大きく阻害するすることはない。		
【事例5】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。		
【事例6】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。		
【事例7】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。		
【事例8】 影響は軽微である。		
【事例9】 影響は軽微である。		
【事例10】 影響は軽微である。		
【事例11】 影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。		
【事例12】 影響は軽微であると判断する。		
【事例13】 影響は軽微であると判断する。		
【事例14】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。		
【事例15】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。		
【事例16】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。		
【事例17】 影響は軽微である。		
【事例18】 影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。		
【事例19】 景観への影響に配慮した施設配置を行うとしている。		

【事例 20】 影響は軽微であると判断する。
【事例 21】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。
【事例 22】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。
【事例 23】 施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。
【事例 24】 影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。
【事例 25】 影響は軽微であると判断する。

(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D 4 景観・文化	D 4 2 景観変化の把握	(3) 審査で使用する資料名
(1) 審査で判断する内容			(3) 審査で使用する資料名
① 占用にともなう景観変化の予測を行っているか。			
(2) 判断のポイント			
(4) 審査での判断例			
【事例1】			
審査項目として設定されていない。			
【事例2】			
審査項目として設定されていない。			
【事例3】			
審査項目として設定されていない。			
【事例4】			
現段階では実施されてないが、住民に理解を求める段階では必要である。			
【事例5】			
行われていない。			
【事例6】			
行われていない。			
【事例7】			
行われていない。			
【事例8】			
行われていない。			
【事例9】			
行われていない。			
【事例10】			
行われていない。			
【事例11】			
行われていない。			
【事例12】			
行われていない。			
【事例13】			
行われていない。			
【事例14】			
行われていない。			
【事例15】			
行われていない。			
【事例16】			
行われていない。			
【事例17】			
行われていない。			
【事例18】			
行われていない。			
【事例19】			
実施されていないが、施設整備の影響について継続的な監視が必要である。			



【事例 2 0】 行われていない。
【事例 2 1】 行われていない。
【事例 2 2】 行われていない。
【事例 2 3】 栗東市景観計画において、野洲川の河川景観としての維持・保全、心安らぐ景観づくりへの取り組みの旨が記載されている。
【事例 2 4】 行われていない。
【事例 2 5】 行われていない。
(5) 参考となる写真等

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D 4 景観・文化	D 4 3 植栽
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
① 占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。		
② また在来の植生を活かした植栽か。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
① 河畔林などと調和した施設であるか確認する。		
② 樹木管理の方法を定めているか確認する。		
③ 在来植栽を生かした利用であるか確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 在来植生を活かした公園施設とはいえない。（植生の項目にて審査）		
【事例2】 在来植生を活かした公園施設とはいえない。（植生の項目にて審査）		
【事例3】 在来植生を活かした公園施設とはいえない。（植生の項目にて審査）		
【事例4】 検討が十分されていない。（植生の項目にて審査）		
【事例5】 周辺環境への影響は少ない。また在来の植生については配慮はされているが十分とはいえない。		
【事例6】 周辺環境への影響は少ない。また在来の植生については配慮はされているが十分とはいえない。		
【事例7】 周辺環境への影響は少ない。また在来の植生については配慮はされているが十分とはいえない。		
【事例8】 周辺環境への影響は少ない。		
【事例9】 周辺環境への影響は少ない。		
【事例10】 在来植生を活かしていないが影響は軽微である。		
【事例11】 在来植生を考慮していないが、周辺景観への影響は大きくない。		
【事例12】 周辺環境への影響は軽微であると判断する。		
【事例13】 周辺環境への影響は軽微であると判断する。		
【事例14】 周辺景観へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮されているが十分とはいえない。		
【事例15】 周辺景観へ及ぼす影響は少ない。		
【事例16】 周辺景観へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮がなされているが十分とはいえない。		
【事例17】 在来植生を考慮していないが、影響は軽微である。		
【事例18】 在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。		
【事例19】 周辺景観への影響は軽微である。また、一部既存木を利用する。		

<p>【事例20】 在来の植生を活かした植栽はないが、周辺環境への影響は軽微であると判断する。</p>
<p>【事例21】河畔林については、在来の植生を残す等周辺景観へ及ぼす影響について、ある程度の配慮がなされているが、十分とは言えず、憩いの場としての一体的整備も十分でない。 また、公園に伴い設置された低木の植栽が多く、不自然または不必要なものについては取り除くことを検討すべきである。</p>
<p>【事例22】公園に伴い設置された低木の植栽が多く、不自然または不必要なものについては取り除くことを検討すべきである。</p>
<p>【事例23】河畔林については、在来の植生を残す等周辺景観へ及ぼす影響について、ある程度の配慮がなされているが、十分とは言えず、憩いの場としての一体的整備も十分でない。 また、公園に伴い設置された低木の植栽が多く、不自然または不必要なものについては取り除くことを検討すべきである。</p>
<p>【事例24】在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。また、植樹については、植え替え時等に在来植生に配慮した植樹を行うこととされている。</p>
<p>【事例25】 本来の植生を活かした植栽はないが、周辺環境への影響は軽微であると判断する。</p>

(5) 参考となる写真等



●野洲川河川公園



●野洲川立入河川公園

審査資料 2 委員会審査事例集

審査項目	D 4 景観・文化	D 4 4 文化財
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名
① 占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。		
② 施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。		
(2) 判断のポイント		
① 野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。		
(4) 審査での判断例		
【事例 1】 審査項目として設定されていない。		
【事例 2】 審査項目として設定されていない。		
【事例 3】 審査項目として設定されていない。		
【事例 4】 審査項目として設定されていない。		
【事例 5】 当初申請時には調査されていないが、影響はない。		
【事例 6】 当初申請時には調査されていないが、影響はない。		
【事例 7】 当初申請時には調査されていないが、影響はない。		
【事例 8】 当初申請時には調査されていないが、影響はない。		
【事例 9】 当初申請時には調査されていないが、影響はない。		
【事例 10】 当初申請時には調査されていないが、影響はない。		
【事例 11】 調査はされていないが、影響はない。		
【事例 12】 影響はないと判断する。		
【事例 13】 当初申請時には調査されていないが、影響はないと判断する。		
【事例 14】 調査はされていないが、影響はない。		
【事例 15】 調査はされていないが、影響はない。		
【事例 16】 調査はされていないが、影響はない。		
【事例 17】 影響はない。		
【事例 18】 調査はされていないが、影響はない。		
【事例 19】 影響はない。		

【事例 20】 影響はないと判断する。
【事例 21】 影響はない。
【事例 22】 影響はない。
【事例 23】 周辺に文化財はない。
【事例 24】 調査はされていないが、影響はない。
【事例 25】 影響はないと判断する。
(5) 参考となる写真等
★改修記念公園にある祠

審査資料2 委員会審査事例集

審査項目	D 4 景観・文化	D 4 5 歴史文化
<b>(1) 審査で判断する内容</b>		<b>(3) 審査で使用する資料名</b>
① 占有区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。		
② 施設は占有区域とその周辺の歴史・文化（伝承文化等）と共存可能か。		
<b>(2) 判断のポイント</b>		
① 地域風土と共存可能な施設であるか確認する。		
② 放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。		
<b>(4) 審査での判断例</b>		
【事例1】 一応共存している。（地域共存の項目にて審査）		
【事例2】 一応共存している。（地域共存の項目にて審査）		
【事例3】 ある程度共存した施設である。（地域共存の項目にて審査）		
【事例4】 今までなかった施設利用であり、地域風土と共存する施設とはいえない。将来的に新たな施設として共存の可能性はある。（野洲川の歴史は、改修記念公園の災害歴史の説明板があり、地域の歴史風土を紹介する努力がされている。）（地域共存の項目にて審査）		
【事例5】 共存可能である。		
【事例6】 共存可能である。		
【事例7】 共存可能である。		
【事例8】 共存可能である。		
【事例9】 共存可能である。		
【事例10】 共存可能である。		
【事例11】 共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。		
【事例12】 共存可能であると判断する。		
【事例13】 共存可能であると判断する。		
【事例14】 共存可能である。		
【事例15】 共存可能である。		
【事例16】 共存可能である。		
【事例17】 共存可能である。		
【事例18】 共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。		
【事例19】 共存可能とであると判断する。		

【事例20】  
共存可能と思われる。

【事例21】  
共存可能である。

【事例22】  
共存可能である。

【事例23】  
共存可能である。

【事例24】 共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。

【事例25】  
共存可能と思われる。

(5) 参考となる写真等



■改修記念公園